

図表1 新受人員、終局人員及び未済人員の推移（庁別）

	累 計			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年(5月末)		
	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済
総数	4,862	3,884	978	1,142	148	994	1,591	1,530	1,055	1,617	1,568	1,104	512	638	978
東京地裁本庁	431	337	94	98	9	89	149	138	100	138	136	102	46	54	94
東京地裁立川支部	156	117	39	43	4	39	51	54	36	46	40	42	16	19	39
横浜地裁本庁	241	190	51	41	3	38	82	65	55	88	84	59	30	38	51
横浜地裁小田原支部	39	33	6	9	2	7	9	12	4	20	12	12	1	7	6
さいたま地裁本庁	234	176	58	59	7	52	74	68	58	67	77	48	34	24	58
千葉地裁本庁	526	433	93	115	14	101	175	143	133	194	202	125	42	74	93
水戸地裁本庁	98	87	11	22	1	21	38	48	11	29	25	15	9	13	11
宇都宮地裁本庁	79	64	15	16	1	15	26	26	15	26	26	15	11	11	15
前橋地裁本庁	78	68	10	21	1	20	22	33	9	24	20	13	11	14	10
静岡地裁本庁	26	24	2	4	-	4	8	9	3	12	8	7	2	7	2
静岡地裁沼津支部	45	37	8	11	2	9	13	14	8	16	13	11	5	8	8
静岡地裁浜松支部	25	17	8	5	1	4	8	6	6	8	7	7	4	3	8
甲府地裁本庁	38	29	9	8	2	6	10	9	7	15	12	10	5	6	9
長野地裁本庁	38	30	8	11	1	10	12	14	8	10	11	7	5	4	8
長野地裁松本支部	26	21	5	7	1	6	9	7	8	7	11	4	3	2	5
新潟地裁本庁	46	41	5	7	-	7	17	17	7	20	14	13	2	10	5
大阪地裁本庁	407	303	104	108	12	96	119	126	89	130	113	106	50	52	104
大阪地裁堺支部	134	89	45	29	1	28	43	38	33	42	41	34	20	9	45
京都地裁本庁	92	74	18	20	3	17	35	22	30	26	35	21	11	14	18
神戸地裁本庁	137	110	27	31	4	27	52	48	31	35	43	23	19	15	27
神戸地裁姫路支部	44	36	8	20	1	19	12	19	12	9	14	7	3	2	8
奈良地裁本庁	42	28	14	9	4	5	11	7	9	13	11	11	9	6	14
大津地裁本庁	50	42	8	18	6	12	10	12	10	17	18	9	5	6	8
和歌山地裁本庁	40	36	4	10	2	8	19	18	9	11	11	9	-	5	4
名古屋地裁本庁	229	189	40	63	4	59	67	74	52	88	77	63	11	34	40
名古屋地裁岡崎支部	69	52	17	13	1	12	21	18	15	25	21	19	10	12	17
津地裁本庁	54	34	20	7	1	6	16	12	10	21	15	16	10	6	20
岐阜地裁本庁	66	58	8	17	4	13	25	21	17	18	23	12	6	10	8
福井地裁本庁	22	14	8	3	1	2	7	4	5	12	7	10	-	2	8
金沢地裁本庁	29	23	6	7	-	7	10	8	9	10	11	8	2	4	6
富山地裁本庁	22	16	6	1	1	-	10	7	3	8	4	7	3	4	6
広島地裁本庁	103	74	29	23	4	19	36	24	31	33	34	30	11	12	29
山口地裁本庁	36	24	12	7	2	5	8	11	2	11	5	8	10	6	12
岡山地裁本庁	72	58	14	13	3	10	27	16	21	27	29	19	5	10	14
鳥取地裁本庁	11	9	2	5	2	3	2	3	2	4	3	3	-	1	2
松江地裁本庁	10	8	2	3	1	2	1	2	1	4	3	2	2	2	2
福岡地裁本庁	169	149	20	43	5	38	61	64	35	56	56	35	9	24	20
福岡地裁小倉支部	48	42	6	10	-	10	17	22	5	14	14	5	7	6	6
佐賀地裁本庁	27	20	7	7	1	6	5	9	2	8	6	4	7	4	7
長崎地裁本庁	33	27	6	14	2	12	6	15	3	8	5	6	5	5	6
大分地裁本庁	40	33	7	6	1	5	13	11	7	16	17	6	5	4	7
熊本地裁本庁	48	40	8	13	4	9	13	17	5	20	11	14	2	8	8
鹿児島地裁本庁	68	59	9	19	3	16	17	20	13	29	26	16	3	10	9
宮崎地裁本庁	34	22	12	6	2	4	9	9	4	11	8	7	8	3	12
那覇地裁本庁	54	48	6	15	1	14	18	24	8	16	19	5	5	4	6
仙台地裁本庁	73	65	8	18	6	12	28	29	11	26	17	20	1	13	8
福島地裁本庁	25	25	-	2	1	1	7	4	4	16	16	4	-	4	-
福島地裁郡山支部	52	48	4	14	2	12	24	21	15	11	22	4	3	3	4
山形地裁本庁	28	22	6	5	1	4	10	8	6	9	11	4	4	2	6
盛岡地裁本庁	19	13	6	2	-	2	6	4	4	7	6	5	4	3	6
秋田地裁本庁	13	11	2	3	1	2	5	3	4	4	4	4	1	3	2
青森地裁本庁	46	38	8	7	2	5	23	17	11	11	15	7	5	4	8
札幌地裁本庁	109	86	23	30	4	26	39	35	30	30	37	23	10	10	23
函館地裁本庁	18	14	4	2	-	2	6	5	3	7	7	3	3	2	4
旭川地裁本庁	15	15	-	5	-	5	6	6	5	4	8	1	-	1	-
釧路地裁本庁	22	20	2	2	-	2	6	3	5	12	11	6	2	6	2
高松地裁本庁	47	40	7	7	1	6	19	18	7	16	13	10	5	8	7
徳島地裁本庁	24	18	6	7	2	5	5	7	3	7	8	2	5	1	6
高知地裁本庁	23	21	2	13	1	12	3	14	1	6	5	2	1	1	2
松山地裁本庁	32	27	5	8	2	6	11	12	5	9	10	4	4	3	5

(注) 追起訴があっても1人として計上している実人員である。

図表2 新受人員の推移（罪名別）

	累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)
総数	5,342	1,196	1,797	1,785	564
強盗致傷	1,304	295	468	411	130
殺人	1,118	270	350	371	127
現住建造物等放火	510	98	179	167	66
覚せい剤取締法違反	449	90	153	173	33
傷害致死	438	70	141	169	58
(準)強姦致死傷	379	88	111	137	43
(準)強制わいせつ致死傷	308	58	105	105	40
強盗強姦	258	61	99	83	15
強盗致死(強盗殺人)	145	51	43	37	14
偽造通貨行使	134	34	60	30	10
通貨偽造	59	14	18	20	7
危険運転致死	57	13	17	20	7
逮捕監禁致死	43	4	18	21	-
集団(準)強姦致死傷	34	13	2	17	2
保護責任者遺棄致死	30	7	9	12	2
銃砲刀剣類所持等取締法違反	22	13	5	3	1
爆発物取締罰則違反	11	6	-	-	5
組織的犯罪処罰法違反	11	6	5	-	-
麻薬特例法違反	11	1	5	3	2
麻薬及び向精神薬取締法違反	6	1	3	1	1
身の代金拐取	3	-	3	-	-
拐取者身の代金取得等	-	-	-	-	-
強盗強姦致死	-	-	-	-	-
その他	12	3	3	5	1

- (注) 1 追起訴を含む延べ人員である。  
 2 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。

図表3 終局結果の比較（罪名別）

	裁判官裁判(平成18年～平成20年)							裁判員裁判(制度施行～平成24年5月末)								
	終局 人員	有罪	有罪・ 一部 無罪	無罪		家裁へ 移送	その他	終局 人員	有罪	有罪・ 一部 無罪	無罪		家裁へ 移送	その他		
総数	7,522	7,224	19	44	(0.6)	5	(0.07)	230	3,884	3,769	10	18	(0.5)	4	(0.11)	83
強盗致傷	1,935	1,823	1	4	(0.2)	2	(0.11)	105	918	892	1	1	(0.1)	3	(0.33)	21
殺人	1,822	1,774	4	15	(0.8)	-		29	873	853	2	4	(0.5)	-		14
現住建造物等放火	758	731	2	9	(1.2)	-		16	356	346	3	-		-		7
覚せい剤取締法違反	178	173	2	1	(0.6)	-		2	353	334	1	8	(2.3)	-		10
傷害致死	585	571	3	4	(0.7)	2	(0.34)	5	339	332	-	2	(0.6)	1	(0.30)	4
(準)強盗致死傷	582	554	4	5	(0.9)	-		19	224	213	-	-		-		11
(準)強制わいせつ致死傷	387	376	-	2	(0.5)	-		9	195	194	1	-		-		-
強盗強姦	221	200	1	-		-		20	116	106	-	-		-		10
強盗致死(強盗殺人)	262	251	1	1	(0.4)	1	(0.39)	8	109	107	-	1	(0.9)	-		1
麻薬特例法違反	281	280	-	-		-		1	88	88	-	-		-		-
偽造通貨行使	117	111	-	1	(0.9)	-		5	75	75	-	-		-		-
逮捕監禁致死	31	31	-	-		-		-	46	46	-	-		-		-
危険運転致死	130	126	1	1	(0.8)	-		2	43	43	-	-		-		-
保護責任者遺棄致死	31	30	-	-		-		1	24	23	-	1	(4.2)	-		-
集団(準)強姦致死傷	51	51	-	-		-		-	22	21	-	-		-		1
銃砲刀剣類所持等取締法違反	71	65	-	-		-		6	16	16	-	-		-		-
傷害	-	-	-	-		-		-	15	15	-	-		-		-
強盗	-	-	-	-		-		-	14	14	-	-		-		-
通貨偽造	38	36	-	-		-		2	13	11	-	-		-		2
(準)強姦	-	-	-	-		-		-	7	7	-	-		-		-
爆発物取締罰則違反	8	8	-	-		-		-	6	5	-	-		-		1
麻薬及び向精神薬取締法違反	5	5	-	-		-		-	6	6	-	-		-		-
組織的犯罪処罰法違反	8	8	-	-		-		-	5	4	-	1	(20.0)	-		-
窃盗	-	-	-	-		-		-	4	3	1	-		-		-
自殺関与及び同意殺人	-	-	-	-		-		-	3	3	-	-		-		-
拐取者身の代金取得等	9	9	-	-		-		-	3	3	-	-		-		-
非現住建造物等放火	-	-	-	-		-		-	2	2	-	-		-		-
集団(準)強姦	-	-	-	-		-		-	2	2	-	-		-		-
建造物等以外放火	-	-	-	-		-		-	1	1	-	-		-		-
激発物破裂	2	2	-	-		-		-	1	1	-	-		-		-
ガス漏出等致死	-	-	-	-		-		-	1	1	-	-		-		-
(準)強制わいせつ	-	-	-	-		-		-	1	1	-	-		-		-
暴行	-	-	-	-		-		-	1	1	-	-		-		-
海賊行為処罰法違反	-	-	-	-		-		-	1	-	-	-		-		1
道路交通法違反	-	-	-	-		-		-	1	-	1	-		-		-
身の代金拐取	6	6	-	-		-		-	-	-	-	-		-		-
特別公務員暴行陵虐致死	3	2	-	1	(33.3)	-		-	-	-	-	-		-		-
航空機の強取等の処罰に関する法律違反	1	1	-	-		-		-	-	-	-	-		-		-

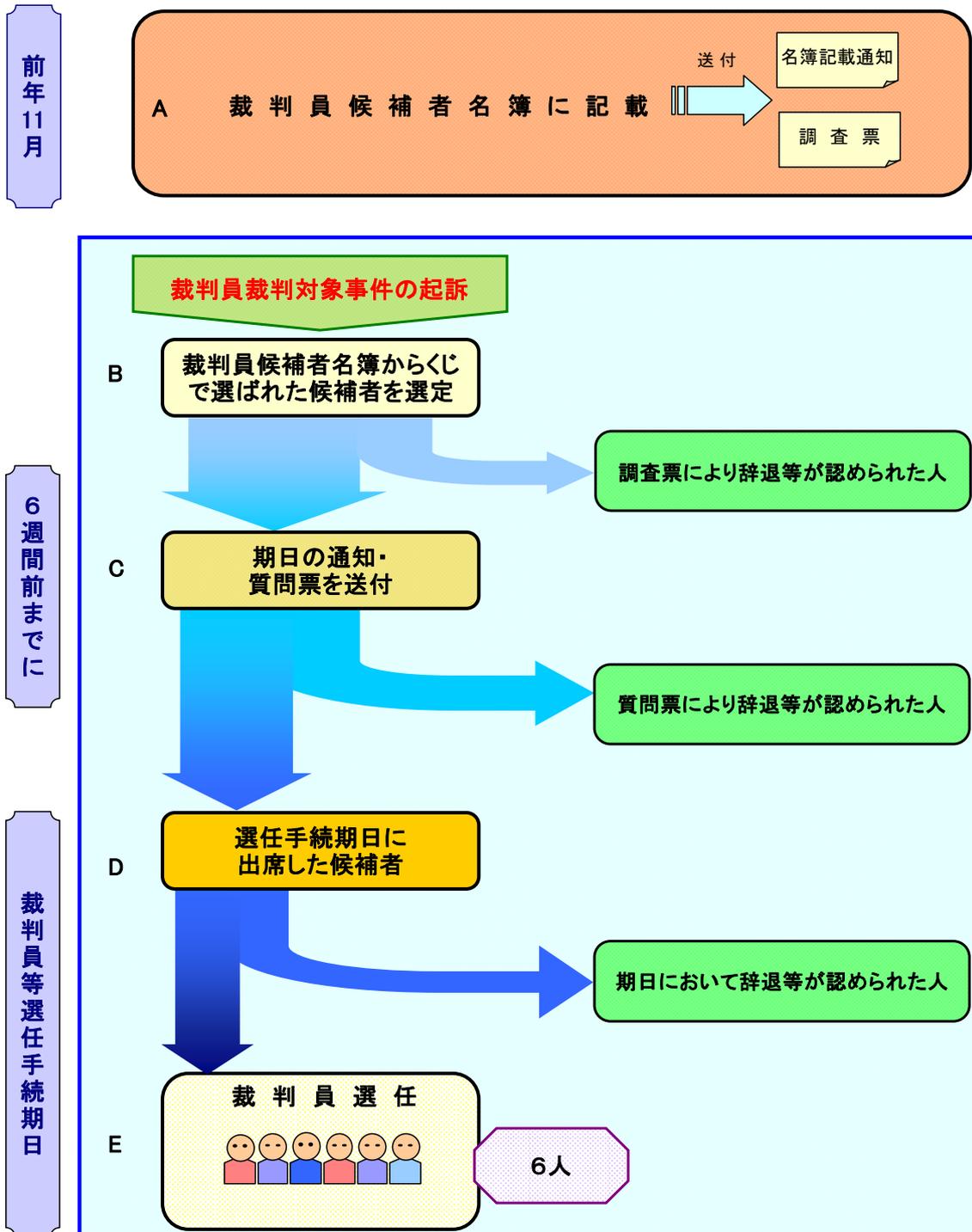
(注) 1 「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。

2 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。

3 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象罪名(裁判員裁判対象罪名の事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの)を、それぞれ計上した。

4 ( )は判決人員(有罪、有罪・一部無罪、無罪及び家裁へ移送)に対する割合(%)である。

図表4 裁判員選任手続の流れ



図表5 裁判員候補者名簿記載者数，各段階における裁判員候補者数及び選任された裁判員・補充裁判員の数の推移

段階		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)		
A	イ	裁判員候補者名簿記載者数	1,241,406	295,036	344,900	315,940	285,530	
	ロ	名簿使用率(%) (「ハ」/「イ」)	26.6	4.5	36.7	41.7	20.4	
B	ハ	選定された裁判員候補者数	329,967 [86.8]	13,423 [94.5]	126,465 [84.0]	131,860 [86.5]	58,219 [92.7]	
	ニ	調査票により辞退等が認められた裁判員候補者数	90,957	3,785	32,245	37,751	17,176	
C	ホ	期日の通知・質問票を送付した裁判員候補者数 (「ハ」-「ニ」)	239,010 [62.9]	9,638 [67.9]	94,220 [62.6]	94,109 [61.7]	41,043 [65.4]	
	ヘ	質問票により辞退等が認められた裁判員候補者数	92,752	3,185	34,146	37,777	17,644	
	ト	選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数 (「ホ」-「ヘ」)	146,258	6,453	60,074	56,332	23,399	
D	チ	選任手続期日に出席した裁判員候補者数	115,695 [30.4]	5,415 [38.1]	48,422 [32.2]	44,150 [29.0]	17,708 [28.2]	
	リ	出席率 (%)	(「チ」/「ハ」)	35.1	40.3	38.3	33.5	30.4
			(「チ」/「ト」)	79.1	83.9	80.6	78.4	75.7
	ヌ	選任手続期日当日に辞退等により不選任決定がされた裁判員候補者数		29,245	1,326	11,850	11,308	4,761
			うち理由あり不選任数	316 [0.1]	31 [0.2]	137 [0.1]	101 [0.1]	47 [0.1]
			うち理由なし不選任数	14,348 [3.8]	713 [5.0]	5,987 [4.0]	5,432 [3.6]	2,216 [3.5]
ル	くじの母数となった裁判員候補者数 (「チ」-「ヌ」)	86,450 [22.7]	4,089 [28.8]	36,572 [24.3]	32,842 [21.5]	12,947 [20.6]		
ヲ	くじの母数となった候補者数に，理由なし不選任数を加えたもの	100,798 [26.5]	4,802 [33.8]	42,559 [28.3]	38,274 [25.1]	15,163 [24.1]		
E	ワ	選任された裁判員の数	21,944	838	8,673	8,815	3,618	
		判決1件当たり(人)	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	
	カ	選任された補充裁判員の数	7,630	346	3,067	2,988	1,229	
		判決1件当たり(人)	2.1	2.5	2.2	2.1	2.1	

(注) 1 [ ]は，判決人員(累計3,801人，平成21年142人，平成22年1,506人，平成23年1,525人，平成24年628人)1人当たりの平均である。

2 「辞退等」には，辞退が認められた者のほか，欠格事由，就職禁止事由等に該当するとされた者が含まれる。

図表6 選定された裁判員候補者数の推移（審理予定日数別）

	累計		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年(5月末)	
	判決人員	裁選判定員さ候補た者数	判決人員	裁選判定員さ候補た者数	判決人員	裁選判定員さ候補た者数	判決人員	裁選判定員さ候補た者数	判決人員	裁選判定員さ候補た者数
総数	3,801 (100.0)	329,967 [86.8]	142 (100.0)	13,423 [94.5]	1,506 (100.0)	126,465 [84.0]	1,525 (100.0)	131,860 [86.5]	628 (100.0)	58,219 [92.7]
3日以内	1,272 (33.5)	99,810 [78.5]	88 (62.0)	7,918 [90.0]	601 (39.9)	46,220 [76.9]	421 (27.6)	32,521 [77.2]	162 (25.8)	13,151 [81.2]
5日以内	1,770 (46.6)	147,200 [83.2]	53 (37.3)	5,375 [101.4]	703 (46.7)	59,210 [84.2]	734 (48.1)	59,880 [81.6]	280 (44.6)	22,735 [81.2]
10日以内	674 (17.7)	67,525 [100.2]	1 (0.7)	130 [130.0]	193 (12.8)	19,345 [100.2]	332 (21.8)	32,575 [98.1]	148 (23.6)	15,475 [104.6]
11日以上	85 (2.2)	15,432 [181.6]	-	-	9 (0.6)	1,690 [187.8]	38 (2.5)	6,884 [181.2]	38 (6.1)	6,858 [180.5]
平均審理予定日数(日)	4.6		3.4		4.2		4.8		5.4	

(注) 1 ( ) は、判決人員総数に対する割合(%)である。  
 2 [ ] は、判決人員1人当たりの選定された裁判員候補者数の平均である。

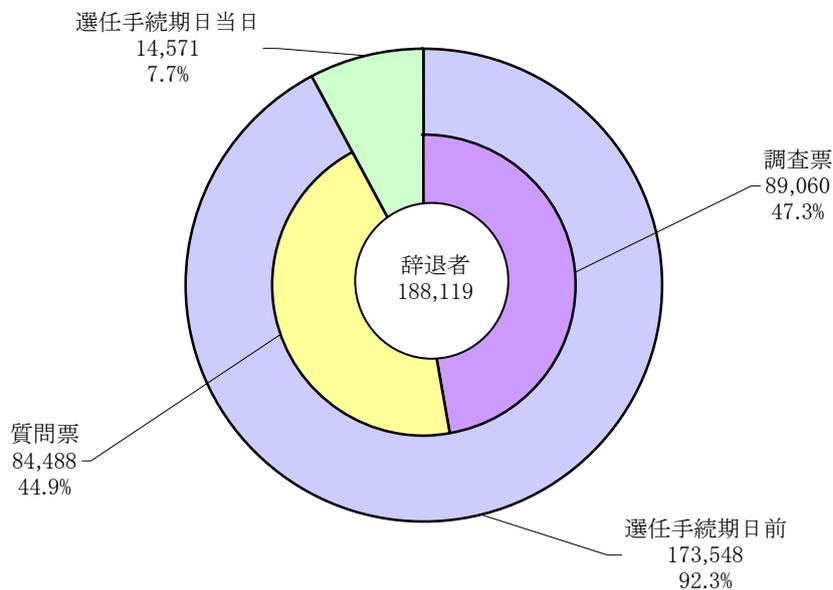
図表7 辞退が認められた裁判員候補者数の推移（審理予定日数別）

	累計		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年(5月末)	
	裁選判定員さ候補た者数	裁選判定員が候認め者ら数れた	裁選判定員さ候補た者数	裁選判定員が候認め者ら数れた	裁選判定員さ候補た者数	裁選判定員が候認め者ら数れた	裁選判定員さ候補た者数	裁選判定員が候認め者ら数れた	裁選判定員さ候補た者数	裁選判定員が候認め者ら数れた
総数	329,967	188,119 (57.0)	13,423	7,134 (53.1)	126,465	66,977 (53.0)	131,860	77,909 (59.1)	58,219	36,099 (62.0)
3日以内	99,810	53,375 (53.5)	7,918	4,115 (52.0)	46,220	23,342 (50.5)	32,521	18,266 (56.2)	13,151	7,652 (58.2)
5日以内	147,200	82,759 (56.2)	5,375	2,941 (54.7)	59,210	31,509 (53.2)	59,880	34,709 (58.0)	22,735	13,600 (59.8)
10日以内	67,525	41,105 (60.9)	130	78 (60.0)	19,345	10,984 (56.8)	32,575	20,130 (61.8)	15,475	9,913 (64.1)
11日以上	15,432	10,880 (70.5)	-	-	1,690	1,142 (67.6)	6,884	4,804 (69.8)	6,858	4,934 (71.9)
平均審理予定日数(日)	4.6		3.4		4.2		4.8		5.4	

(注) ( ) は辞退率(%) (辞退が認められた裁判員候補者数 / 選定された裁判員候補者数) である。

図表 8 選任手続段階別の辞退が認められた裁判員候補者数

制度施行～平成24年5月末



図表 9 辞退が認められた裁判員候補者数の推移 (選任手続段階別)

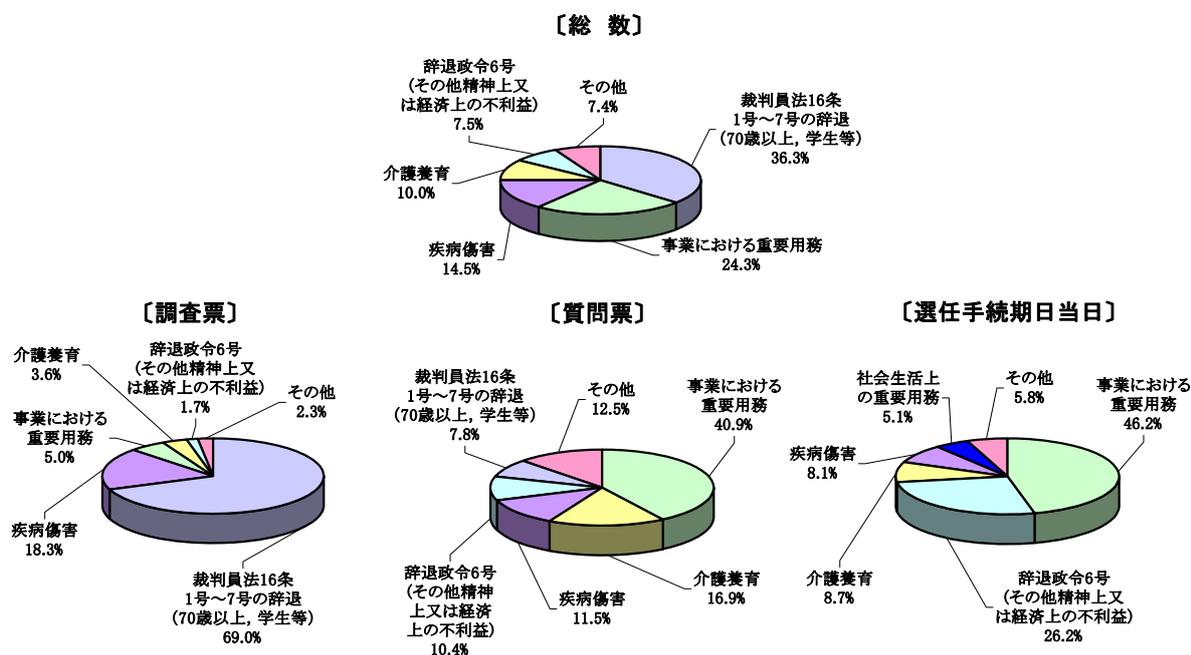
	累計		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年 (5月末)	
	裁選 判定 された 候補者 数	裁 辞 判 退 が 候 補 め ら れ た 者 数								
総数	329,967	188,119 (57.0)	13,423	7,134 (53.1)	126,465	66,977 (53.0)	131,860	77,909 (59.1)	58,219	36,099 (62.0)
選任手続期日前		173,548 (52.6)		6,552 (48.8)		61,251 (48.4)		72,144 (54.7)		33,601 (57.7)
調査票により辞退が認められた裁判員候補者		89,060 (27.0)		3,785 (28.2)		32,245 (25.5)		36,366 (27.6)		16,664 (28.6)
質問票により辞退が認められた裁判員候補者		84,488 (25.6)		2,767 (20.6)		29,006 (22.9)		35,778 (27.1)		16,937 (29.1)
選任手続期日当日		14,571 (4.4)		582 (4.3)		5,726 (4.5)		5,765 (4.4)		2,498 (4.3)

(注) 1 「調査票により辞退が認められた裁判員候補者」のうち、制度施行から平成22年までの人数には、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置がされたもの、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったものが含まれる。

2 ( )は辞退率(%) (辞退が認められた裁判員候補者数 / 選定された裁判員候補者数)である。

図表 1 0 選任手続段階別の辞退事由の割合

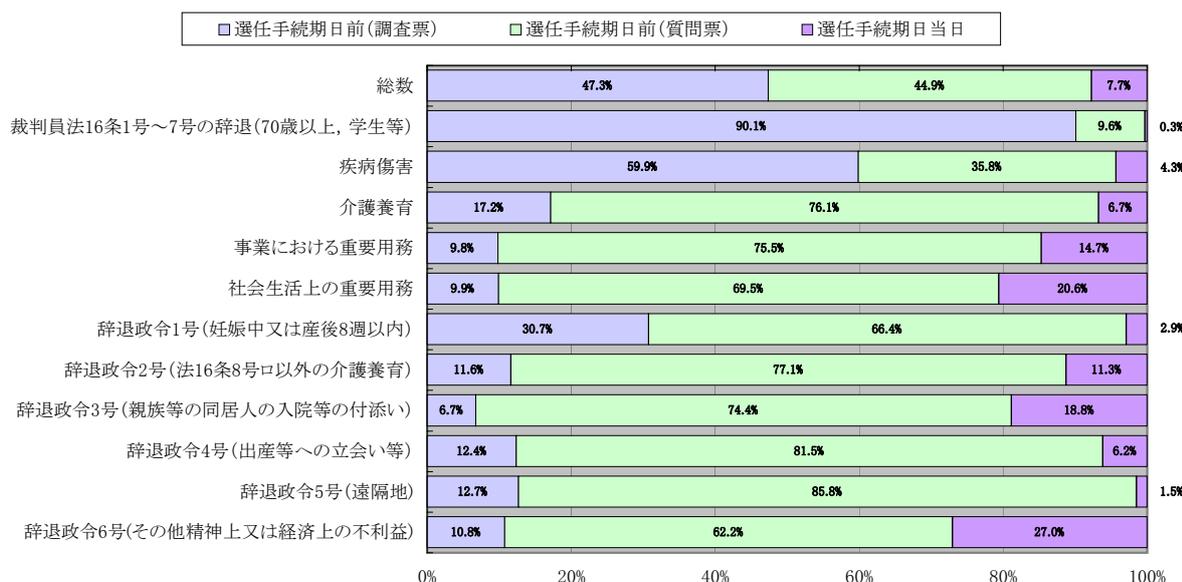
制度施行～平成24年5月末



(注) 制度施行から平成22年までの「裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等)」には, (1) 欠格事由, 就職禁止事由に該当するとして, 呼び出さない措置がされたもの, (2) 転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったものが含まれる。

図表 1 1 辞退が認められた段階別割合 (辞退事由別)

制度施行～平成24年5月末



(注) 制度施行から平成22年までの「裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等)」には, (1) 欠格事由, 就職禁止事由に該当するとして, 呼び出さない措置がされたもの, (2) 転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったものが含まれる。

図表 1 2 選任手続期日に出席した裁判員候補者数の推移（審理予定日数別）

		累計		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年 (5月末)	
			出席した 裁判員 候補者数		出席した 裁判員 候補者数		出席した 裁判員 候補者数		出席した 裁判員 候補者数		出席した 裁判員 候補者数
総数	選定された 裁判員候補者数	329,967	115,695 (35.1)	13,423	5,415 (40.3)	126,465	48,422 (38.3)	131,860	44,150 (33.5)	58,219	17,708 (30.4)
	選任手続期日 に出席を求められた 裁判員候補者数	146,258	《79.1》	6,453	《83.9》	60,074	《80.6》	56,332	《78.4》	23,399	《75.7》
3 日 以内	選定された 裁判員候補者数	99,810	37,543 (37.6)	7,918	3,237 (40.9)	46,220	18,573 (40.2)	32,521	11,399 (35.1)	13,151	4,334 (33.0)
	選任手続期日 に出席を求められた 裁判員候補者数	46,850	《80.1》	3,852	《84.0》	22,852	《81.3》	14,511	《78.6》	5,635	《76.9》
5 日 以内	選定された 裁判員候補者数	147,200	53,037 (36.0)	5,375	2,137 (39.8)	59,210	22,614 (38.2)	59,880	20,793 (34.7)	22,735	7,493 (33.0)
	選任手続期日 に出席を求められた 裁判員候補者数	66,592	《79.6》	2,546	《83.9》	28,089	《80.5》	26,293	《79.1》	9,664	《77.5》
10 日 以内	選定された 裁判員候補者数	67,525	21,507 (31.9)	130	41 (31.5)	19,345	6,852 (35.4)	32,575	10,193 (31.3)	15,475	4,421 (28.6)
	選任手続期日 に出席を求められた 裁判員候補者数	27,857	《77.2》	55	《74.5》	8,609	《79.6》	13,209	《77.2》	5,984	《73.9》
11 日 以上	選定された 裁判員候補者数	15,432	3,608 (23.4)	-	-	1,690	383 (22.7)	6,884	1,765 (25.6)	6,858	1,460 (21.3)
	選任手続期日 に出席を求められた 裁判員候補者数	4,959	《72.8》	-	-	524	《73.1》	2,319	《76.1》	2,116	《69.0》
平均審理予定日数 (日)			4.6		3.4		4.2		4.8		5.4

(注) 1 ( ) は出席率(%) (出席した裁判員候補者数 / 選定された裁判員候補者数) である。

2 《 》 は出席率(%) (出席した裁判員候補者数 / 選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数) である。

図表 1 3 裁判員に選任された補充裁判員数

制度施行～平成24年5月末

総数	判決件数							判決1件当たりの裁判員に選任 された補充裁判員数の平均
	裁判員に選任された補充裁判員							
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	
3,595	3,269	309	16	1	-	-	-	0.1

(注) 判決件数とは、判決のあった事件の数であり、判決時に複数の被告人の事件が併合されている場合は1件と数える。

図表 1 4 裁判員の属性（年代別）

制度施行～平成24年5月末

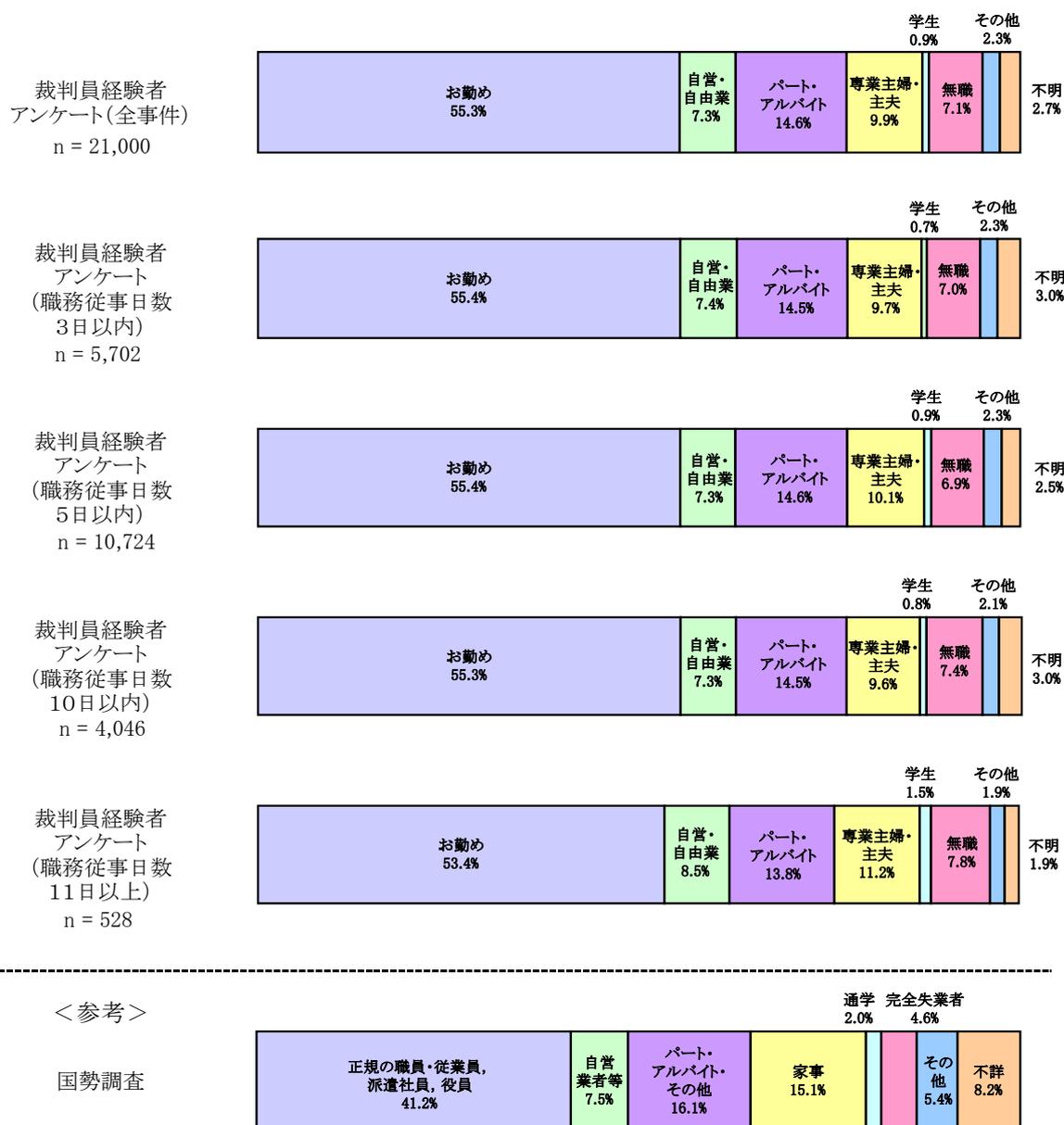


(注) 1 総務省統計局「人口推計」(2010年10月1日現在)による。

2 国勢調査(全人口)から、「0歳～19歳」、「70歳以上」及び「不詳」に該当する数値を除いた数値を、96.0%(アンケート(全事件)の「70歳以上」及び「不明」を除く割合)に相当するものとして作成した。

図表 1 5 裁判員の属性（職業別）

制度施行～平成24年5月末



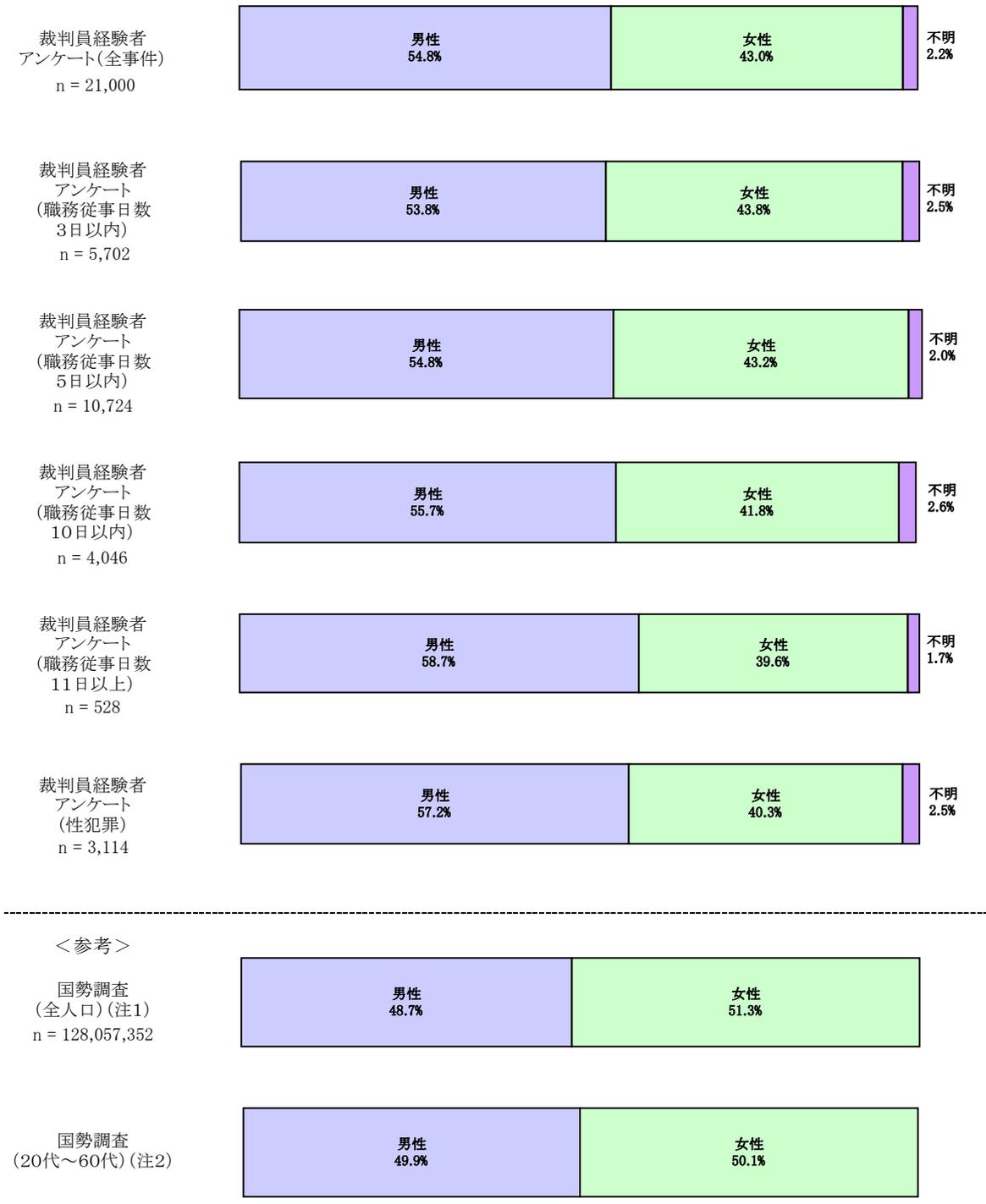
(注) 1 「国勢調査」のグラフは、総務省統計局「産業等基本集計」（2010年10月1日現在）から、「15歳～19歳」及び「70歳以上」に該当する数値を除いて作成した。

2 「国勢調査」のグラフ中の用語の意味は次のとおりである。

- (1) 「パート・アルバイト・その他」の「その他」とは、契約社員や嘱託社員等である。
- (2) 「就業者」に含まれない「その他」とは、どの区分にも当てはまらない者である。

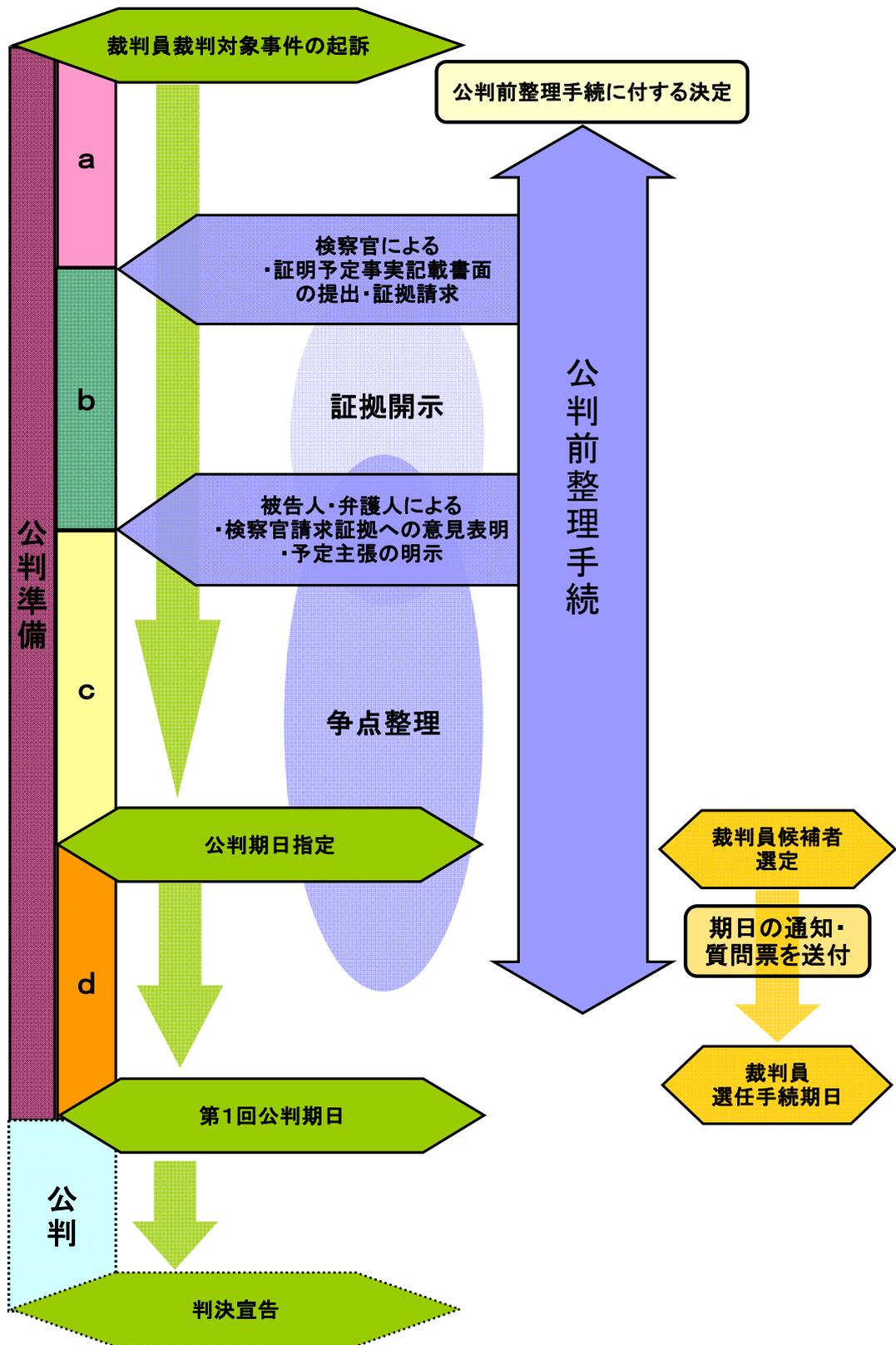
図表 1 6 裁判員の属性（性別）

制度施行～平成 2 4 年 5 月末



(注) 1 総務省統計局「人口推計」(2010年10月1日現在)による。  
 2 国勢調査(全人口)から、「0歳～19歳」及び「70歳以上」に該当する数値を除いて作成した。

図表 1 7 公判準備の流れ



図表 1 8 平均審理期間及び平均公判前整理手続期間の比較（自白否認別）

		裁判官裁判 (平成18年 ～ 平成20年)	裁判員裁判				
			累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)
総数	判決人員	3,080	3,801	142	1,506	1,525	628
	平均審理期間（月）	6.6	8.5	5.0	8.3	8.9	8.8
	うち公判前整理手続期間 の平均(月)	2.9	5.9	2.8	5.4	6.4	6.6
	うち公判前整理手続以外 に要した期間の平均(月)	3.7	2.6	2.2	2.9	2.5	2.2
自白	判決人員	1,783	2,310	114	970	885	341
	平均審理期間（月）	5.3	7.2	4.8	7.4	7.4	7.1
	うち公判前整理手続期間 の平均(月)	2.4	4.7	2.8	4.6	5.0	5.0
	うち公判前整理手続以外 に要した期間の平均(月)	2.9	2.5	2.0	2.8	2.4	2.1
否認	判決人員	1,297	1,491	28	536	640	287
	平均審理期間（月）	8.3	10.4	5.6	9.8	10.9	10.9
	うち公判前整理手続期間 の平均(月)	3.7	7.7	3.1	6.8	8.3	8.6
	うち公判前整理手続以外 に要した期間の平均(月)	4.6	2.7	2.5	3.0	2.6	2.3

(注) 1 審理期間とは、起訴から終局までの期間であり、公判準備期間を含む。

2 裁判官裁判は、公判前整理手続に付された裁判員裁判対象罪名の事件のうち、有罪（一部無罪を含む。）及び無罪人員を基に算出した。

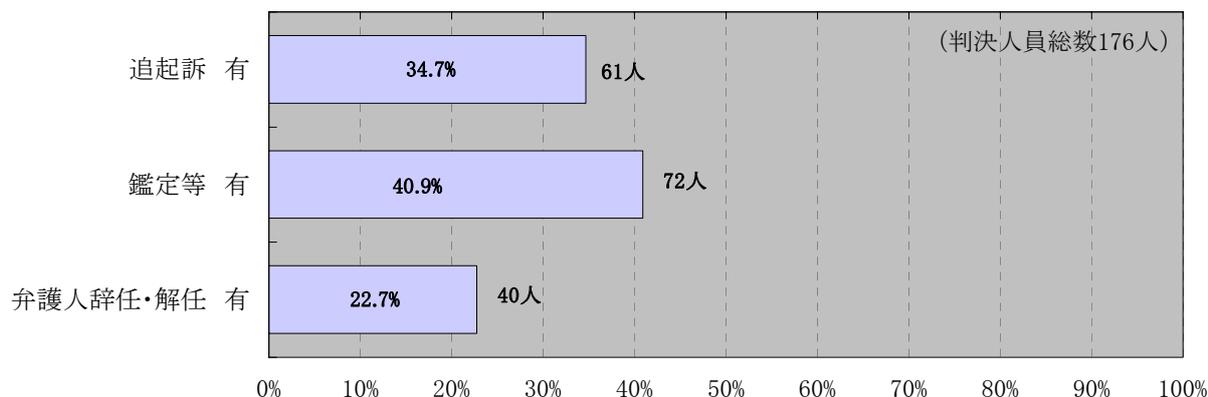
図表 1 9 平均公判前整理手続期間の推移（追起訴の有無別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)
総数	判決人員	3,801	142	1,506	1,525	628
	平均公判前整理 手続期間(月)	5.9	2.8	5.4	6.4	6.6
追起訴 有	判決人員	1,176	28	474	475	199
	平均公判前整理 手続期間(月)	6.7	3.2	5.9	7.2	8.0
追起訴 無	判決人員	2,625	114	1,032	1,050	429
	平均公判前整理 手続期間(月)	5.5	2.8	5.2	6.0	5.9

図表 2 0 平均公判前整理手続期間の推移（鑑定実施決定の有無別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)
総数	判決人員	3,801	142	1,506	1,525	628
	平均公判前整理 手続期間(月)	5.9	2.8	5.4	6.4	6.6
鑑定実施決定 有	判決人員	125	-	43	57	25
	平均公判前整理 手続期間(月)	11.9	-	10.7	12.5	12.4
鑑定実施決定 無	判決人員	3,676	142	1,463	1,468	603
	平均公判前整理 手続期間(月)	5.7	2.8	5.3	6.1	6.4

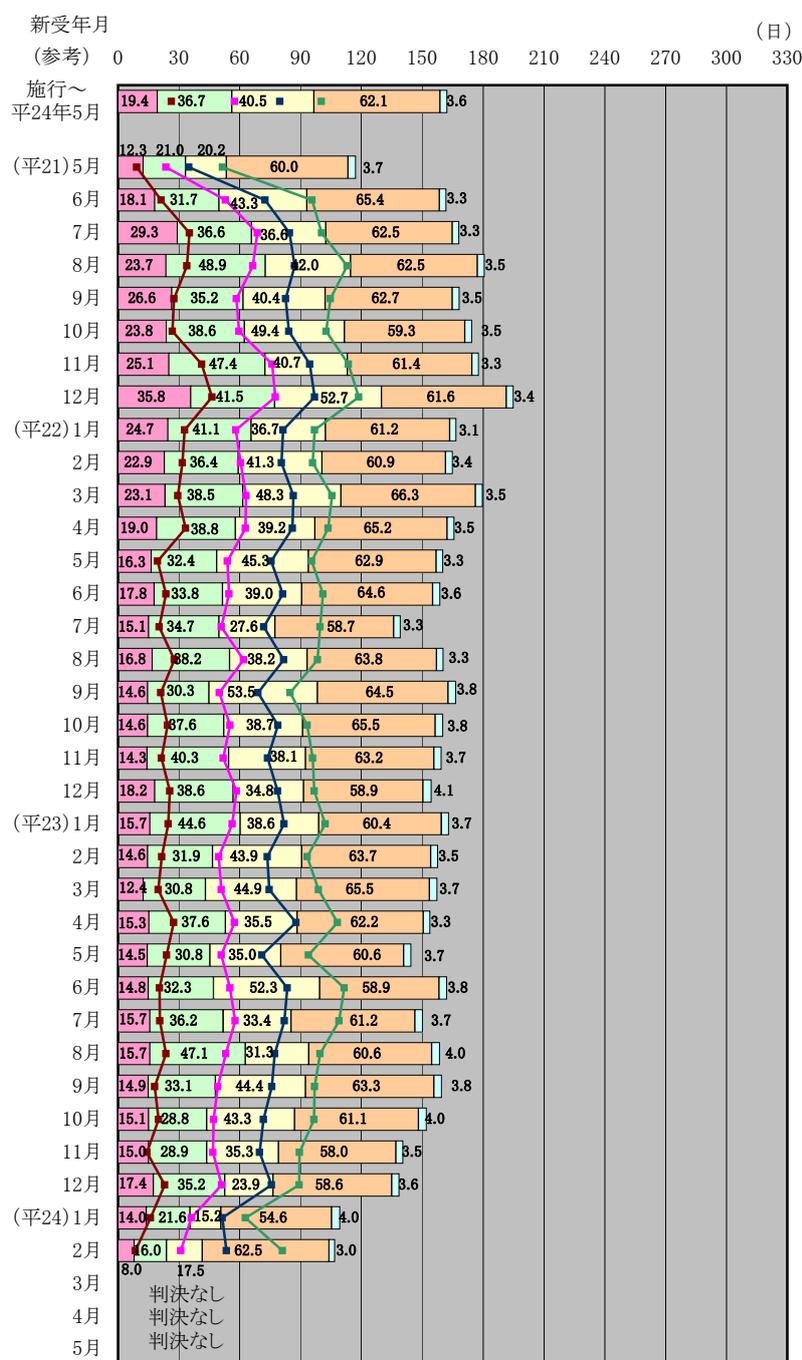
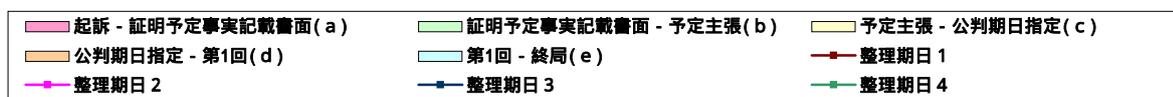
図表 2 1 公判前整理手続に付する決定をした日から公判期日を指定した日までの期間が1年（365日）を超える事件の特性



(注) 1 複数の特性を有するものは、それぞれの特性に計上した。

2 「鑑定等 有」とは、裁判所の鑑定手続実施決定が行われたもののほか、起訴前に捜査機関による鑑定が行われたもの及び当事者から鑑定に関する主張が行われたものをいう。

図表 2 2 公判前整理手続段階別の平均日数  
【鑑定・追起訴等を含まない自白事件（審理日数4日以内）・起訴月別】



新受年・月	新受人員		平均審理期間 (日)	
	うち判決人員 (割合)	うち審理日数4日以内		
施行～平24年5月	1,239	968 (78.1%)	873	162.3
(平成21)5月	7	7 (100.0%)	6	117.2
6月	33	33 (100.0%)	30	161.8
7月	36	36 (100.0%)	35	168.2
8月	36	36 (100.0%)	33	180.6
9月	38	38 (100.0%)	34	168.4
10月	33	33 (100.0%)	33	174.6
11月	29	29 (100.0%)	29	177.9
12月	42	42 (100.0%)	42	195.0
(平成22)1月	20	20 (100.0%)	20	166.7
2月	27	27 (100.0%)	26	165.0
3月	51	51 (100.0%)	46	179.8
4月	38	38 (100.0%)	33	165.8
5月	22	22 (100.0%)	19	160.2
6月	45	45 (100.0%)	38	158.8
7月	31	31 (100.0%)	29	139.3
8月	29	29 (100.0%)	18	160.3
9月	25	25 (100.0%)	24	166.6
10月	28	28 (100.0%)	22	160.3
11月	29	29 (100.0%)	28	159.5
12月	38	38 (100.0%)	31	154.5
(平成23)1月	21	21 (100.0%)	18	163.1
2月	22	22 (100.0%)	19	157.7
3月	22	22 (100.0%)	19	157.3
4月	25	25 (100.0%)	25	153.9
5月	29	29 (100.0%)	26	144.5
6月	36	36 (100.0%)	32	162.2
7月	27	26 (96.3%)	23	150.2
8月	34	34 (100.0%)	31	158.6
9月	42	34 (81.0%)	31	159.6
10月	31	27 (87.1%)	24	152.2
11月	38	24 (63.2%)	22	140.6
12月	51	23 (45.1%)	20	138.6
(平成24)1月	17	6 (35.3%)	5	109.4
2月	42	2 (4.8%)	2	107.0
3月	53	-	-	-
4月	45	-	-	-
5月	67	-	-	-

(注) 1 裁判員裁判対象事件のうち、鑑定、追起訴、訴因変更、通訳及び弁護士辞任・解任を含まない自白事件を対象とした。  
2 整理期日には、事実上の打合せも含む。  
3 平成23年8月までに受理した事件（90%以上が判決に至っている。）においては、各月平均3.8回以上の公判前整理手続期日が開かれていることから、整理期日4までを示した。

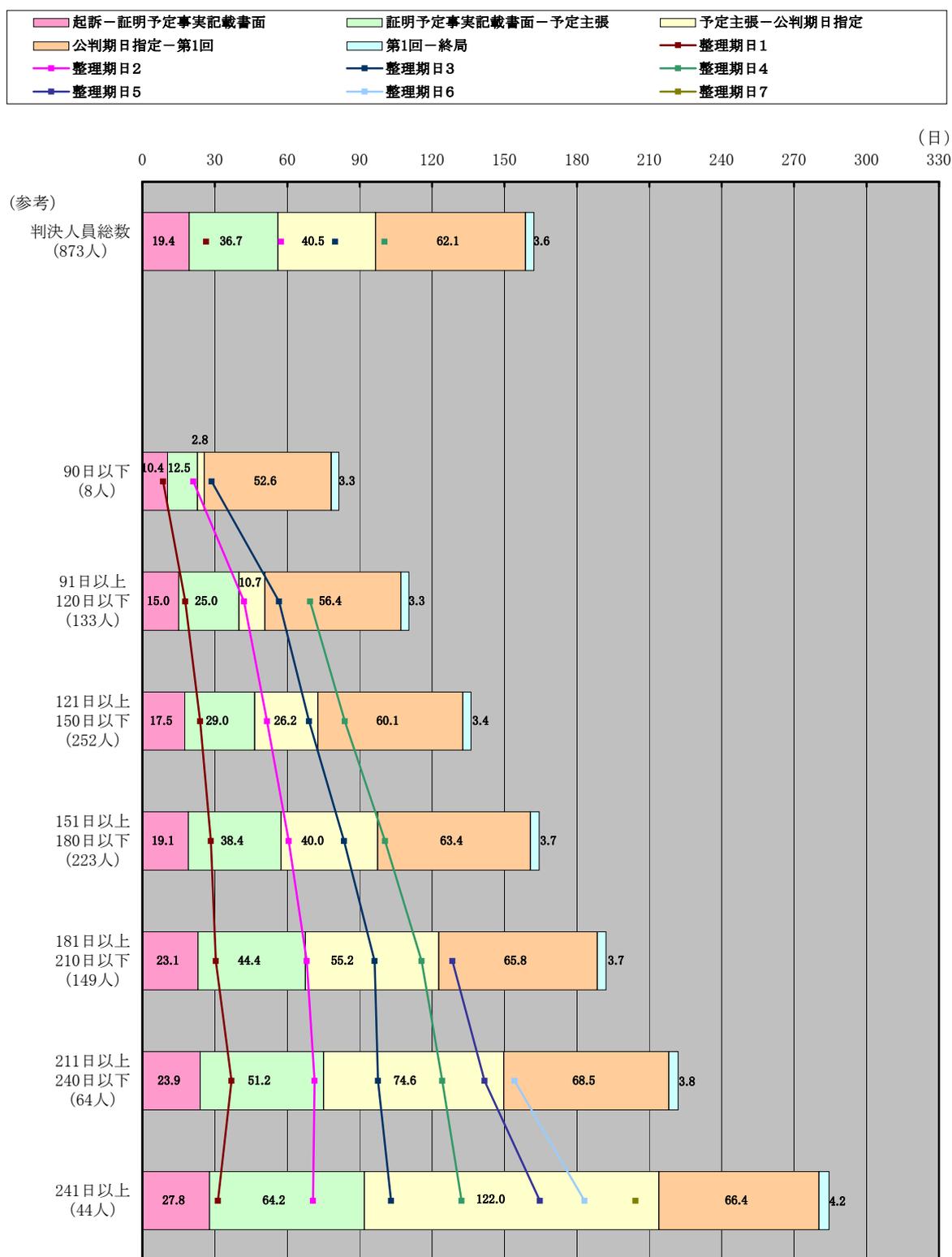
図表 2 3 公判前整理手続の整理期日間の平均日数  
【鑑定・追起訴等を含まない自白事件（審理日数 4 日以内）・起訴月別】

新受年月	起訴日 ＼ 整理期日 1	整理期日 1 ＼ 整理期日 2	整理期日 2 ＼ 整理期日 3	整理期日 3 ＼ 整理期日 4	判決人員 (人)
施行～平成24年5月	26.4	31.4	23.7	21.1	873
平成21年					
5月	9.2	14.5	11.2	14.6	6
6月	21.2	31.7	18.3	18.3	30
7月	35.2	33.8	19.4	16.8	35
8月	33.9	34.1	21.6	22.8	33
9月	27.6	31.9	24.9	17.4	34
10月	26.8	33.0	24.9	20.7	33
11月	41.3	34.7	24.3	22.3	29
12月	46.4	33.8	22.1	24.0	42
平成22年					
1月	32.9	25.3	25.9	18.1	20
2月	31.8	30.4	21.0	17.9	26
3月	29.5	33.5	24.8	21.7	46
4月	33.3	29.5	24.6	20.5	33
5月	19.5	34.5	24.6	21.5	19
6月	23.6	31.1	27.6	20.2	38
7月	20.4	30.6	21.3	23.5	29
8月	27.7	34.2	20.8	17.1	18
9月	21.2	28.8	19.7	19.3	24
10月	24.5	30.8	26.6	17.5	22
11月	21.4	30.4	22.6	24.5	28
12月	25.5	32.9	19.9	18.5	31
平成23年					
1月	24.8	31.5	25.6	22.1	18
2月	21.6	28.2	24.8	18.0	19
3月	19.8	31.1	23.6	21.4	19
4月	27.5	29.9	29.9	21.3	25
5月	24.0	29.3	24.6	22.1	26
6月	20.4	34.8	29.1	26.0	32
7月	20.7	37.0	24.3	26.2	23
8月	23.7	29.4	24.2	22.7	31
9月	18.2	31.0	26.8	21.3	31
10月	19.9	27.2	24.7	26.0	24
11月	14.2	32.6	23.0	19.5	22
12月	23.0	28.2	24.5	19.2	20
平成24年					
1月	16.0	20.2	15.2	15.8	5
2月	8.5	22.5	22.5	27.5	2
3月					-
4月					-
5月					-

(注) 1 裁判員裁判対象事件のうち、鑑定、追起訴、訴因変更、通訳及び弁護士辞任・解任を含まない自白事件を対象とした。

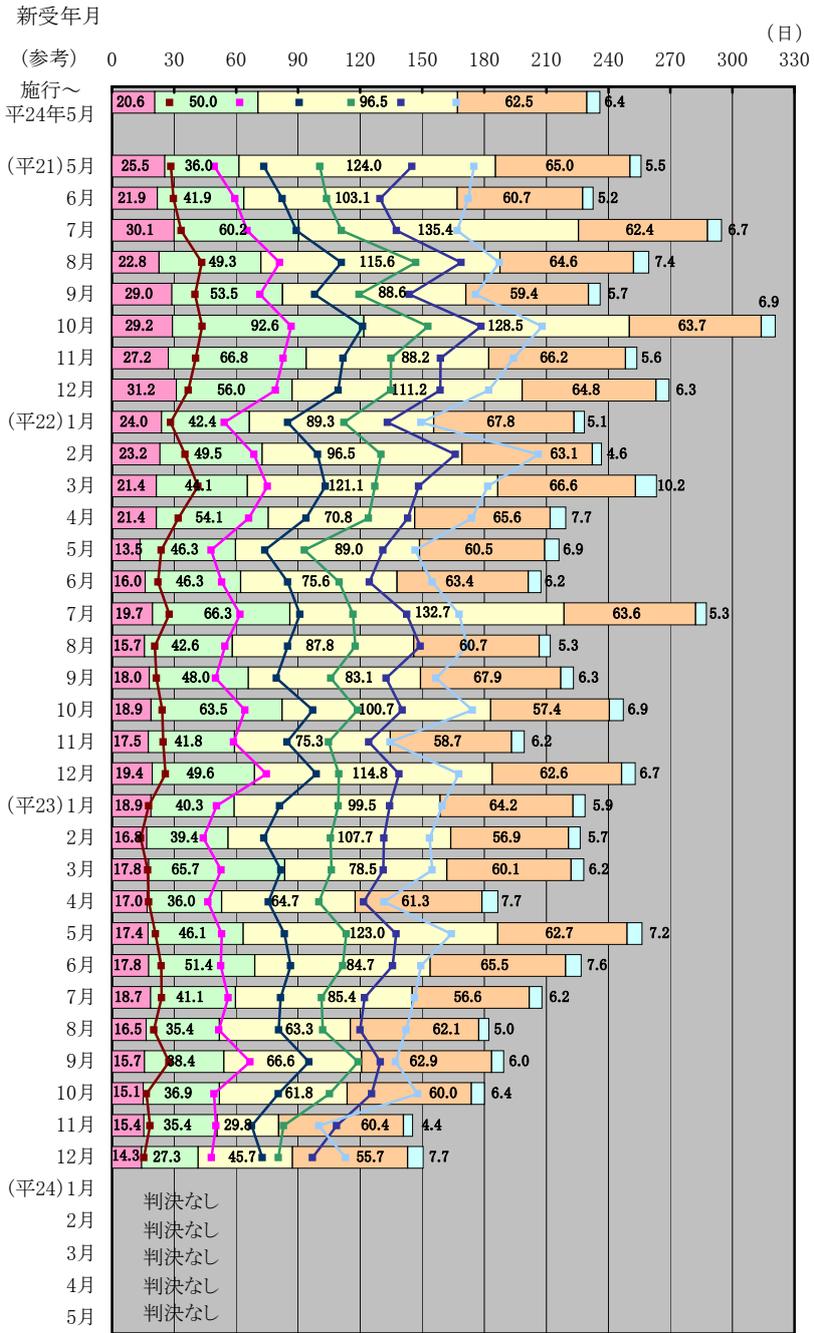
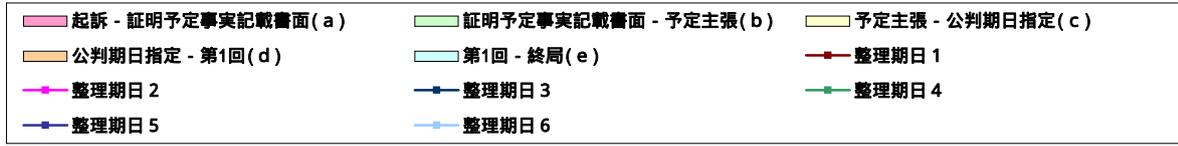
2 整理期日には、事実上の打合せも含む。

図表 2 4 公判前整理手続段階別の平均日数  
【鑑定・追起訴等を含まない自白事件（審理日数4日以内）・審理期間別】



(注) 1 裁判員裁判対象事件のうち、鑑定、追起訴、訴因変更、通訳及び弁護士辞任・解任を含まない自白事件を対象とした。  
2 整理期日には、事実上の打合せも含む。

図表 2 5 公判前整理手続段階別の平均日数  
【鑑定・追起訴等を含まない否認事件（審理日数7日以内）・起訴月別】



新受年・月	新受人員		平均審理期間 (日)	
	うち判決人員 (割合)	うち審理日数7日以内		
施行～平24年5月	539	434 (80.5%)	388	236.0
(平成21)5月	2	2 (100.0%)	2	256.0
6月	18	18 (100.0%)	18	232.7
7月	16	16 (100.0%)	15	294.8
8月	17	17 (100.0%)	12	259.7
9月	19	19 (100.0%)	14	236.2
10月	19	18 (94.7%)	16	320.8
11月	14	14 (100.0%)	13	253.9
12月	14	14 (100.0%)	13	269.5
(平成22)1月	10	10 (100.0%)	8	228.5
2月	20	20 (100.0%)	18	236.8
3月	23	23 (100.0%)	19	263.4
4月	12	12 (100.0%)	9	219.6
5月	11	11 (100.0%)	10	216.2
6月	18	18 (100.0%)	17	207.5
7月	10	10 (100.0%)	9	287.6
8月	13	13 (100.0%)	12	212.0
9月	15	15 (100.0%)	14	223.3
10月	16	15 (93.8%)	14	247.4
11月	19	19 (100.0%)	13	199.5
12月	13	13 (100.0%)	13	253.2
(平成23)1月	15	15 (100.0%)	15	228.9
2月	11	11 (100.0%)	10	226.5
3月	11	11 (100.0%)	10	228.3
4月	6	5 (83.3%)	3	186.7
5月	28	28 (100.0%)	25	256.4
6月	23	16 (69.6%)	16	226.9
7月	18	12 (66.7%)	11	208.0
8月	18	16 (88.9%)	16	182.3
9月	13	7 (53.8%)	7	189.6
10月	21	8 (38.1%)	8	180.1
11月	18	5 (27.8%)	5	145.4
12月	18	3 (16.7%)	3	150.7
(平成24)1月	5	-	-	
2月	15	-	-	
3月	10	-	-	
4月	6	-	-	
5月	4	-	-	

(注) 1 裁判員裁判対象事件のうち、鑑定、追起訴、訴因変更、通訳及び弁護士辞任・解任を含まない否認事件を対象とした。  
 2 整理期日には、事実上の打合せも含む。  
 3 平成23年3月までに受理した事件（90%以上が判決に至っている。）においては、各月平均5.9回以上の公判前整理手続期日が開かれていることから、整理期日6までを示した。

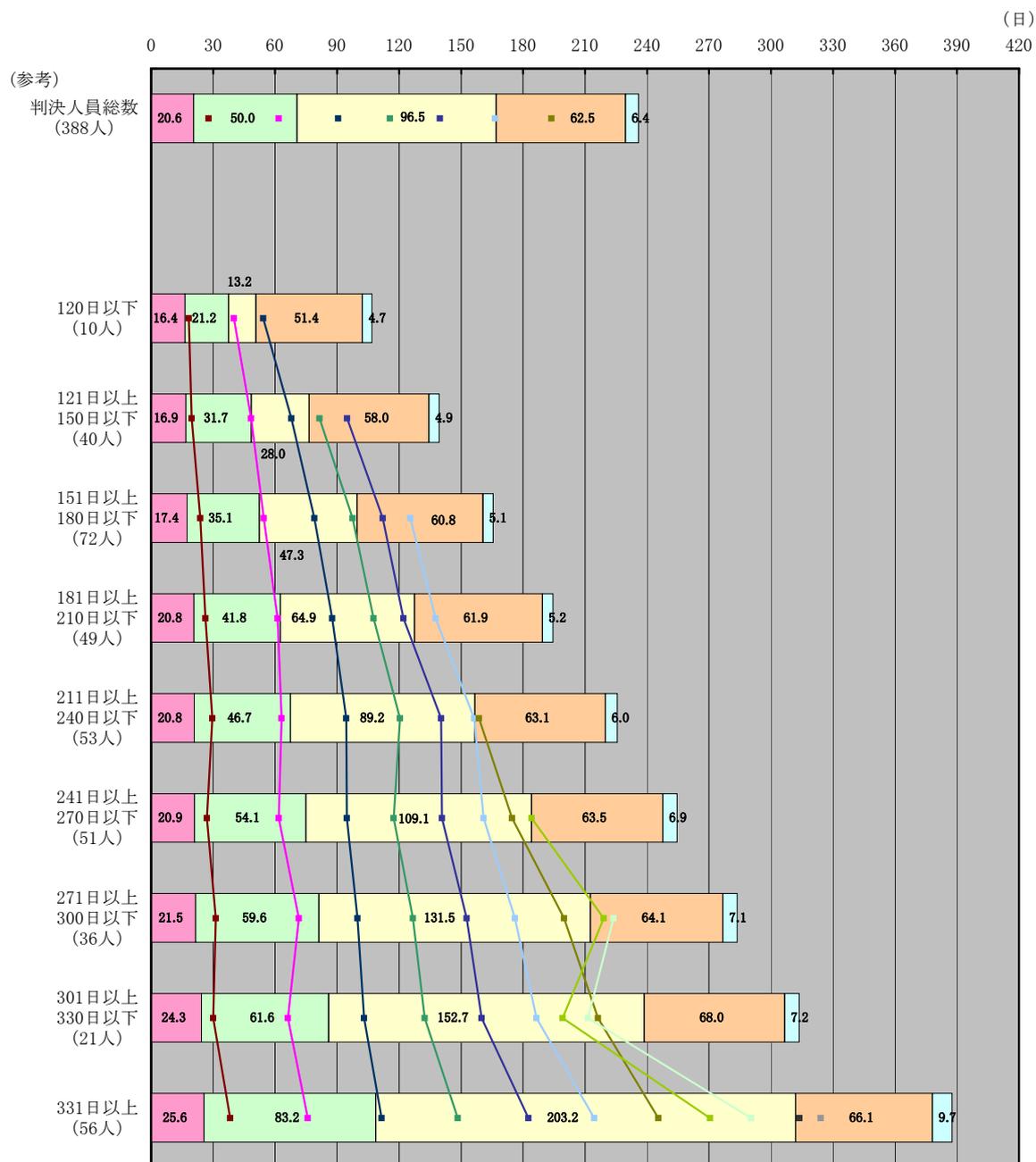
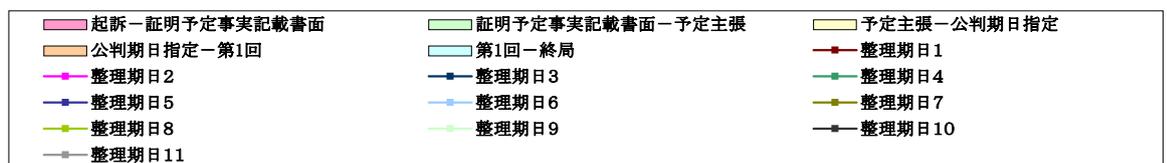
図表 2 6 公判前整理手続の整理期日間の平均日数  
【鑑定・追起訴等を含まない否認事件（審理日数 7 日以内）・起訴月別】

新受年月	起訴日	整理期日 1	整理期日 2	整理期日 3	整理期日 4	整理期日 5	判決人員 (人)	
	整理期日 1	整理期日 2	整理期日 3	整理期日 4	整理期日 5	整理期日 6		
施行～平成24年5月	27.9	33.9	28.8	25.4	23.5	22.9	388	
平成21年	5月	28.5	21.0	24.0	27.0	33.0	30.0	2
	6月	29.7	29.8	21.8	25.3	21.4	29.8	18
	7月	33.5	31.9	23.7	21.7	26.7	24.0	15
	8月	43.3	37.8	29.9	31.3	23.2	18.6	12
	9月	40.1	31.6	26.4	22.0	21.9	25.5	14
	10月	43.5	43.1	34.6	30.5	25.7	22.7	16
	11月	40.4	42.4	28.9	23.8	23.7	25.4	13
	12月	36.8	42.2	31.3	25.4	23.3	23.8	13
平成22年	1月	28.3	26.0	30.8	27.0	21.0	16.1	8
	2月	35.4	33.2	30.8	27.9	28.2	32.9	18
	3月	41.5	33.6	28.1	24.0	21.2	29.8	19
	4月	32.0	34.1	27.8	24.4	19.0	20.2	9
	5月	23.8	24.1	26.0	19.2	26.4	16.7	10
	6月	22.2	30.9	31.9	24.7	19.6	23.2	17
	7月	27.7	34.3	28.9	25.7	25.9	19.0	9
	8月	20.8	33.9	30.3	32.7	27.0	21.6	12
	9月	21.4	28.6	29.4	25.0	23.0	24.2	14
	10月	24.3	39.9	32.9	21.7	23.4	26.7	14
	11月	24.8	34.0	25.8	25.8	18.5	16.0	13
	12月	25.8	48.9	24.2	25.1	29.1	24.8	13
平成23年	1月	17.7	32.9	30.5	28.3	26.2	23.1	15
	2月	13.8	30.4	29.3	32.2	25.8	23.1	10
	3月	17.2	35.6	28.9	25.2	25.1	21.1	10
	4月	17.7	28.7	29.3	24.3	21.7	11.5	3
	5月	21.1	32.0	30.4	29.8	24.2	23.3	25
	6月	23.8	28.9	33.8	25.2	24.1	17.7	16
	7月	24.0	32.1	25.5	19.8	24.3	22.0	11
	8月	20.2	31.5	28.9	21.8	17.3	17.1	16
	9月	27.6	39.1	28.4	23.9	18.8	15.5	7
	10月	16.6	32.6	31.1	24.9	20.4	20.2	8
	11月	18.4	31.8	17.4	9.3	17.7	10.0	5
	12月	15.3	32.7	24.7	23.0	16.5	30.0	3
平成24年	1月							-
	2月							-
	3月							-
	4月							-
	5月							-

(注) 1 裁判員裁判対象事件のうち、鑑定、追起訴、訴因変更、通訳及び弁護人辞任・解任を含まない否認事件を対象とした。

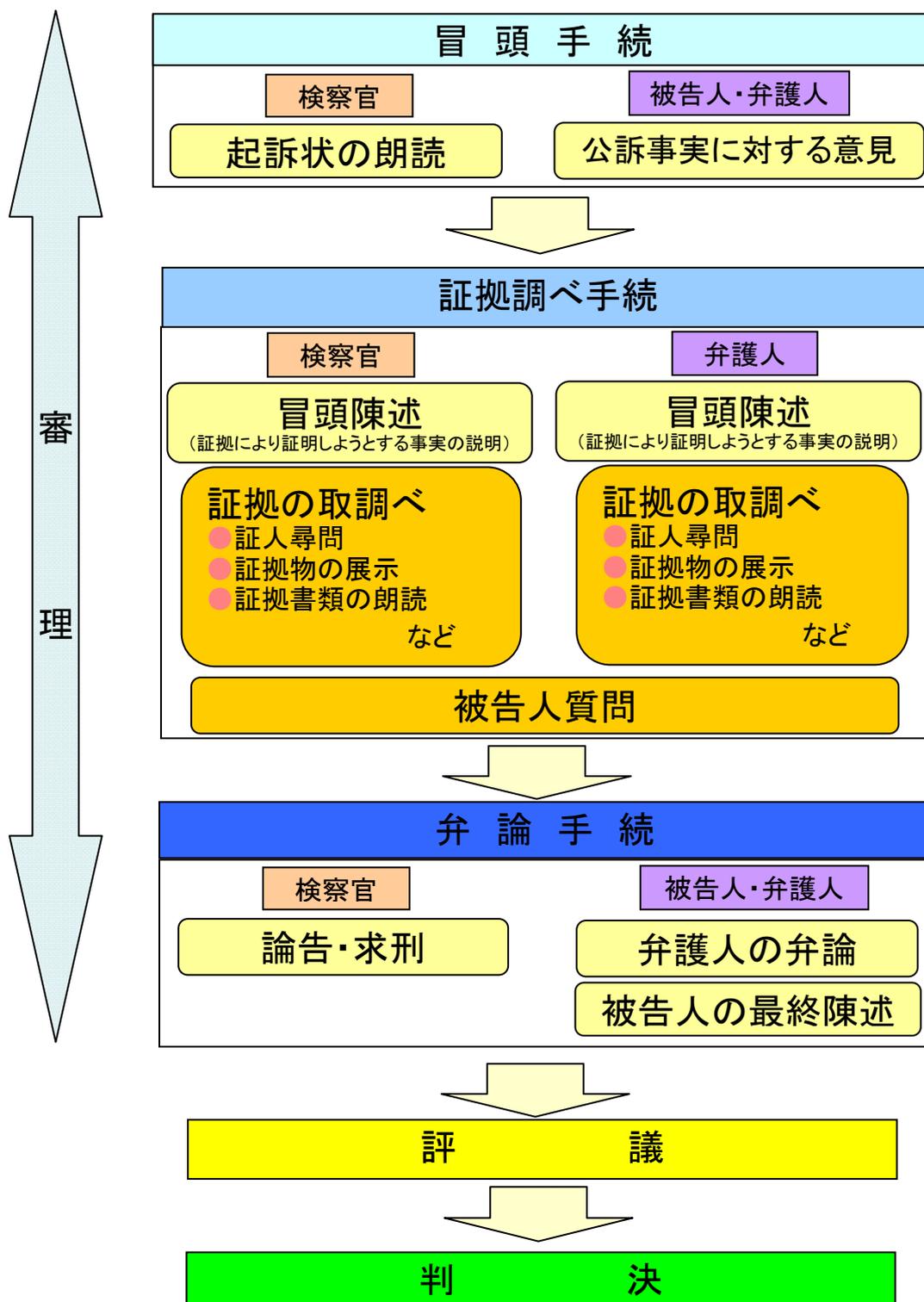
2 整理期日には、事実上の打合せも含む。

図表 2 7 公判前整理手続段階別の平均日数  
【鑑定・追起訴等を含まない否認事件（審理日数 7 日以内）・審理期間別】



(注) 1 裁判員裁判対象事件のうち、鑑定、追起訴、訴因変更、通訳及び弁護士辞任・解任を含まない否認事件を対象とした。  
2 整理期日には、事実上の打合せも含む。

図表 2 8 裁判員裁判の公判手続の流れ



図表 2 9 平均審理期間，平均実審理期間，平均開廷回数及び平均開廷間隔の比較  
(自白否認別)

		裁判官裁判 (平成15年 ～ 平成17年)	裁判員裁判				
			累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)
総数	判決人員	9,199	3,801	142	1,506	1,525	628
	平均審理期間(月)	8.4	8.5	5.0	8.3	8.9	8.8
	平均実審理期間(月)	6.5	0.2 (5.7)	0.1 (3.7)	0.2 (4.9)	0.2 (6.2)	0.2 (7.1)
	平均開廷回数(回)	5.9	4.0	3.3	3.8	4.1	4.5
	平均開廷間隔(月)	1.3					
自白	判決人員	6,132	2,310	114	970	885	341
	平均審理期間(月)	6.3	7.2	4.8	7.4	7.4	7.1
	平均実審理期間(月)	4.3	0.1 (4.3)	0.1 (3.5)	0.1 (4.0)	0.2 (4.5)	0.2 (4.7)
	平均開廷回数(回)	4.1	3.5	3.2	3.5	3.6	3.6
	平均開廷間隔(月)	1.4					
否認	判決人員	3,067	1,491	28	536	640	287
	平均審理期間(月)	12.8	10.4	5.6	9.8	10.9	10.9
	平均実審理期間(月)	10.8	0.3 (8.0)	0.2 (4.7)	0.2 (6.6)	0.3 (8.5)	0.3 (9.9)
	平均開廷回数(回)	9.4	4.9	3.7	4.4	4.9	5.5
	平均開廷間隔(月)	1.3					

- (注) 1 審理期間とは，起訴から終局までの期間であり，公判準備期間を含む。  
2 実審理期間とは，第1回公判期日から終局までの期間であり，公判準備期間を含まない。  
最長のものは95日であり，最短のものは2日である。  
3 裁判員裁判の平均実審理期間の( )は，日数の平均である。  
4 裁判官裁判は，裁判員裁判対象罪名の事件のうち，有罪(一部無罪を含む。)及び無罪人員を基に算出した。  
5 平成17年に終局した裁判員裁判対象罪名の事件のうち，公判前整理手続に付されたものはない。

図表 3 0 平均開廷時間と平均評議時間の推移（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)
総数	判決件数	3,595	138	1,423	1,442	592
	平均開廷時間(分)	650.9 (54.8)	526.9 (57.1)	649.6 (56.4)	662.3 (54.2)	655.3 (52.4)
	平均評議時間(分)	536.4 (45.2)	395.4 (42.9)	502.0 (43.6)	559.7 (45.8)	595.1 (47.6)
	合計時間	1187.3	922.2	1151.6	1222.0	1250.4
自白	判決件数	2,155	110	905	818	322
	平均開廷時間(分)	503.3 (53.2)	482.5 (56.3)	540.3 (55.4)	492.0 (51.8)	434.9 (49.4)
	平均評議時間(分)	442.2 (46.8)	374.5 (43.7)	435.5 (44.6)	457.2 (48.2)	446.3 (50.6)
	合計時間	945.5	857.0	975.7	949.2	881.2
否認	判決件数	1,440	28	518	624	270
	平均開廷時間(分)	871.9 (56.3)	701.3 (59.5)	840.6 (57.6)	885.5 (56.1)	918.2 (54.3)
	平均評議時間(分)	677.3 (43.7)	477.3 (40.5)	618.2 (42.4)	694.2 (43.9)	772.4 (45.7)
	合計時間	1549.2	1178.6	1458.9	1579.7	1690.7

(注) ( ) は、合計時間に占める割合(%)である。

図表 3 1 1開廷当たりの平均開廷時間の推移（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)
総数	判決件数	3,595	138	1,423	1,442	592
	平均開廷回数(回)	3.9	3.3	3.7	4.0	4.3
	1開廷当たりの 平均開廷時間(分)	224.4	229.1	240.6	220.8	198.6
自白	判決件数	2,155	110	905	818	322
	平均開廷回数(回)	3.4	3.2	3.4	3.4	3.5
	1開廷当たりの 平均開廷時間(分)	209.7	219.3	225.1	205.0	174.0
否認	判決件数	1,440	28	518	624	270
	平均開廷回数(回)	4.7	3.7	4.4	4.9	5.3
	1開廷当たりの 平均開廷時間(分)	235.6	259.7	247.2	227.1	213.5

(注) 平均開廷回数のうち、1期日は判決宣告のみと仮定し、平均開廷回数から1期日を差し引いた回数で平均開廷時間を除したものである。

図表 3 2 選任手続期日と第 1 回公判期日の同日・別日の割合の推移（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)
総数	判決人員	3,801	142	1,506	1,525	628
	同日の割合(%)	71.7	87.3	80.2	66.9	59.4
	別日の割合(%)	28.3	12.7	19.8	33.1	40.6
自白	判決人員	2,310	114	970	885	341
	同日の割合(%)	74.8	87.7	81.6	70.3	63.0
	別日の割合(%)	25.2	12.3	18.4	29.7	37.0
否認	判決人員	1,491	28	536	640	287
	同日の割合(%)	66.8	85.7	77.6	62.2	55.1
	別日の割合(%)	33.2	14.3	22.4	37.8	44.9

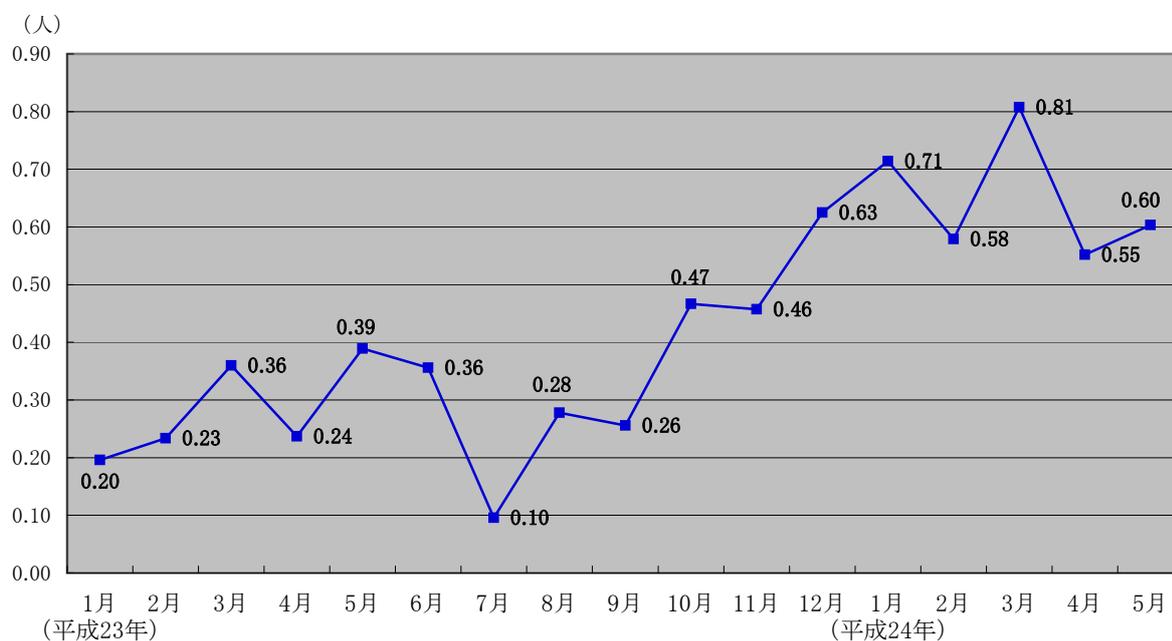
（注） 第 1 回公判期日は，選任手続後，最初の公判期日を基準とした。

図表 3 3 選任手続期日と第 1 回公判期日の指定に関する裁判員経験者の意見・感想  
制度施行～平成 2 4 年 5 月末

	意見数		
	総数	同日であった者	別日であった者
総数	168	132	36
間隔があった方がよい(よかった)	102	72	30
午前選任・午後公判でもよい(よかった)	53	48	5
その他	13	12	1

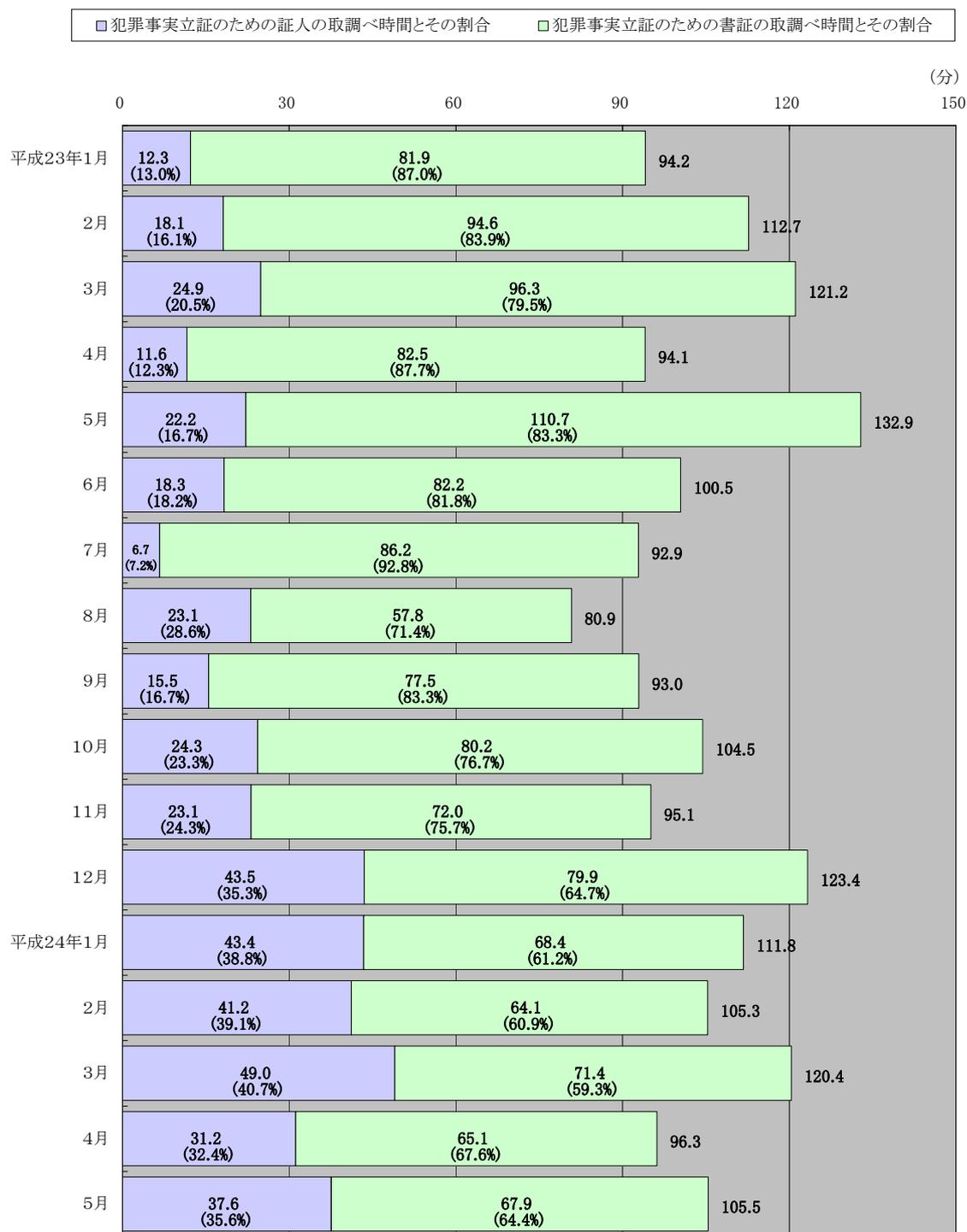
（注） 各庁において開催された95回の意見交換会の参加者592人を対象とした。

図表 3 4 自白事件における犯罪事実立証のための平均取調べ証人数（検察官請求）



		判決件数	犯罪事実立証のための 取調べ証人数
平成23年	1月	51	10
	2月	77	18
	3月	75	27
	4月	38	9
	5月	54	21
	6月	73	26
	7月	74	7
	8月	36	10
	9月	90	23
	10月	75	35
	11月	70	32
	12月	81	50
平成24年	1月	50	35
	2月	76	44
	3月	81	63
	4月	59	32
	5月	60	35

図表 3 5 自白事件における犯罪事実立証のための証人及び書証の取調べ時間とその割合  
(検察官請求)

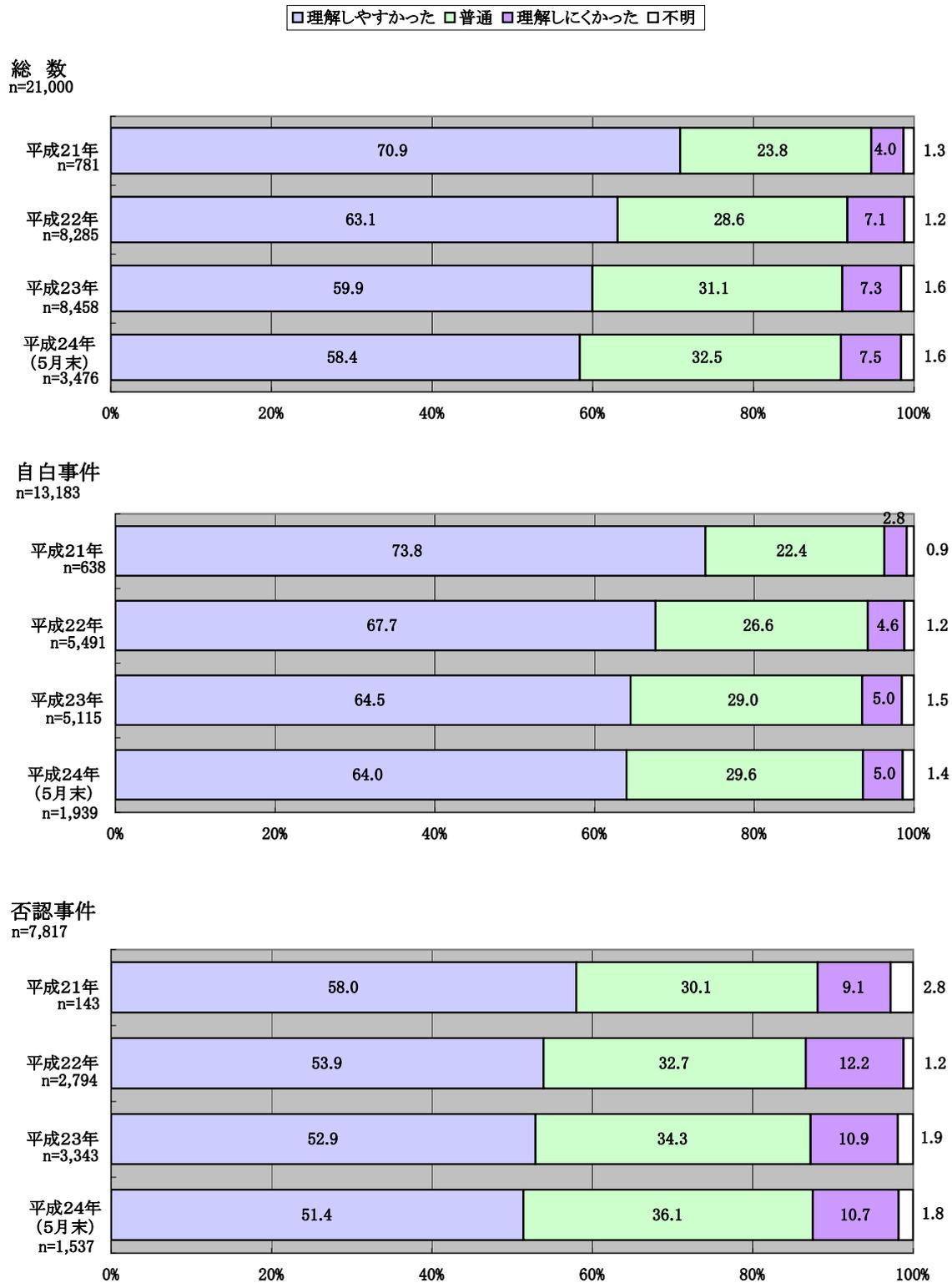


図表 3 6 平均取調べ証人数の推移（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)
総数	判決件数	3,595	138	1,423	1,442	592
	取調べ証人実人数	2.3	1.6	2.1	2.3	2.9
	検察官請求証人数	1.3	0.7	1.1	1.3	2.0
	弁護士側請求証人数	1.2	1.1	1.3	1.2	1.3
自白	判決件数	2,155	110	905	818	322
	取調べ証人実人数	1.5	1.4	1.5	1.5	1.7
	検察官請求証人数	0.4	0.5	0.4	0.4	0.7
	弁護士側請求証人数	1.2	1.0	1.2	1.2	1.2
否認	判決件数	1,440	28	518	624	270
	取調べ証人実人数	3.5	2.4	3.3	3.4	4.4
	検察官請求証人数	2.6	1.2	2.3	2.5	3.4
	弁護士側請求証人数	1.3	1.3	1.3	1.2	1.4

（注） 双方請求の場合には、「検察官請求証人数」及び「弁護士側請求証人数」に重複して計上した。

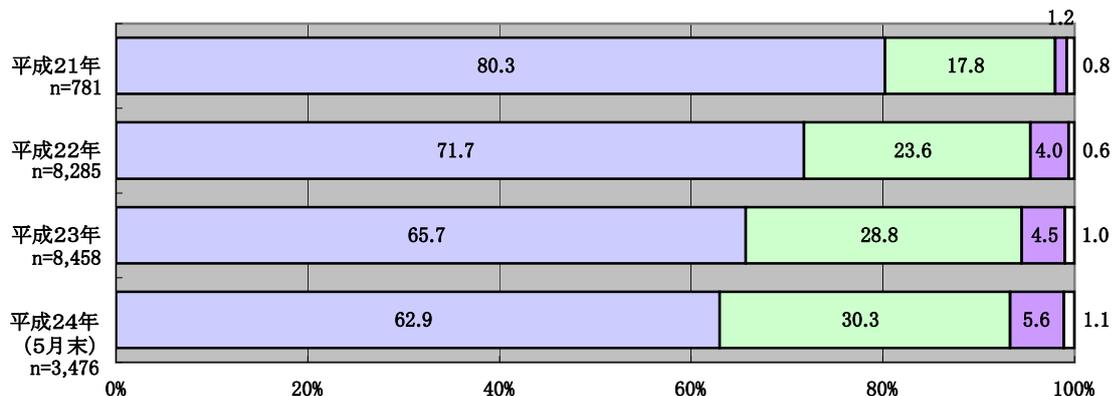
図表 3 7 審理内容の理解しやすさについての裁判員経験者アンケート結果の推移  
(自白否認別)



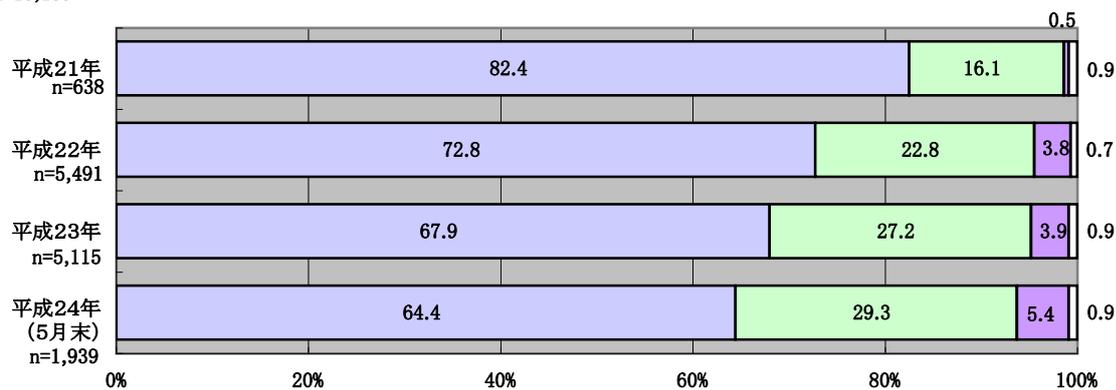
図表 3 8 法廷での説明等の分かりやすさ（検察官）についての裁判員経験者アンケート結果の推移（自白否認別）

□ 分かりやすかった □ 普通 □ 分かりにくかった □ 不明

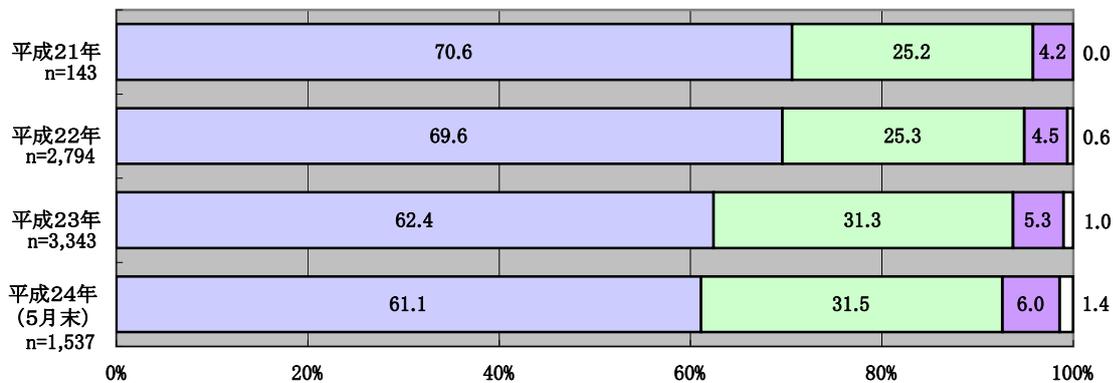
検察官・総数  
n=21,000



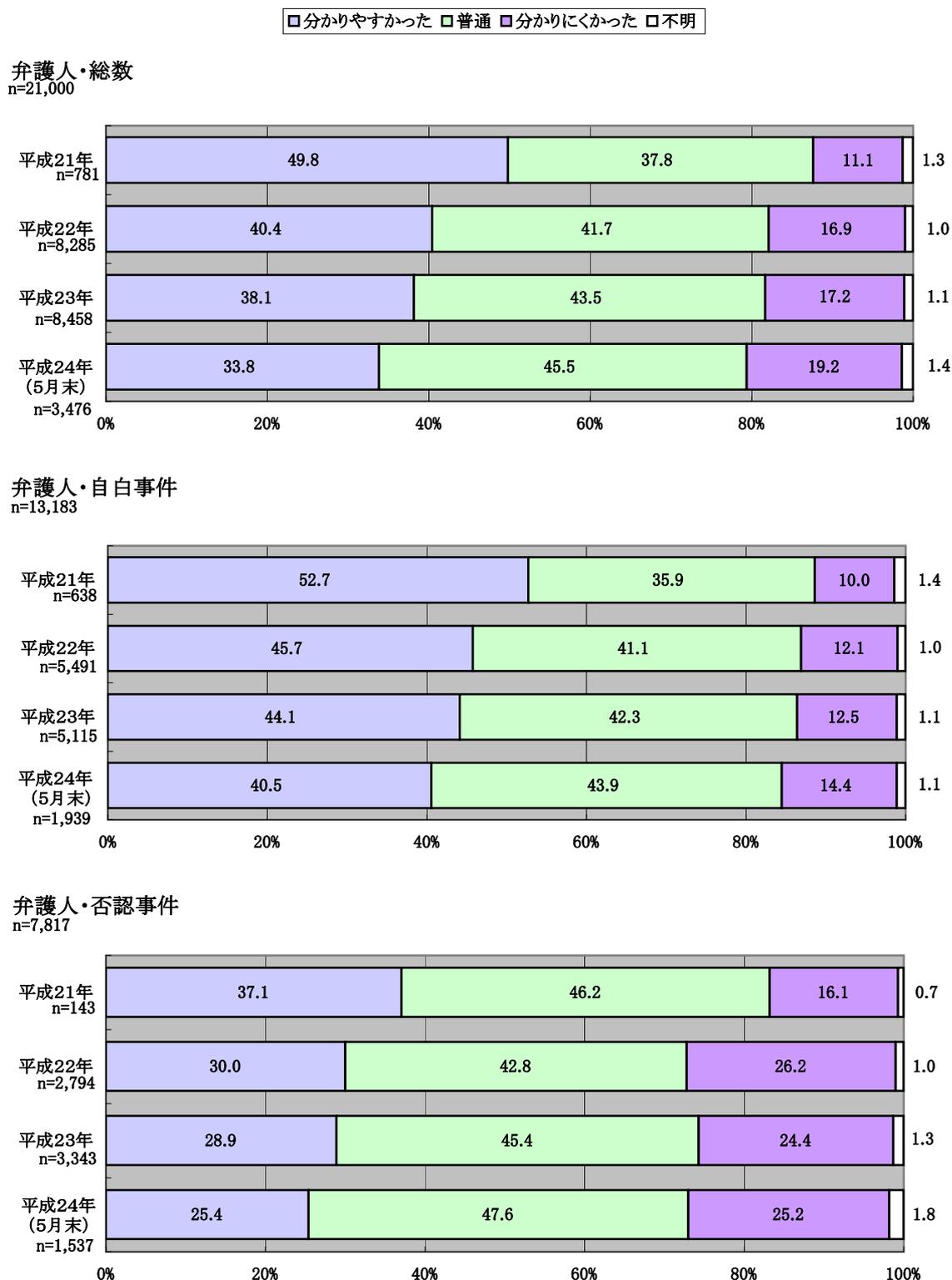
検察官・自白事件  
n=13,183



検察官・否認事件  
n=7,817



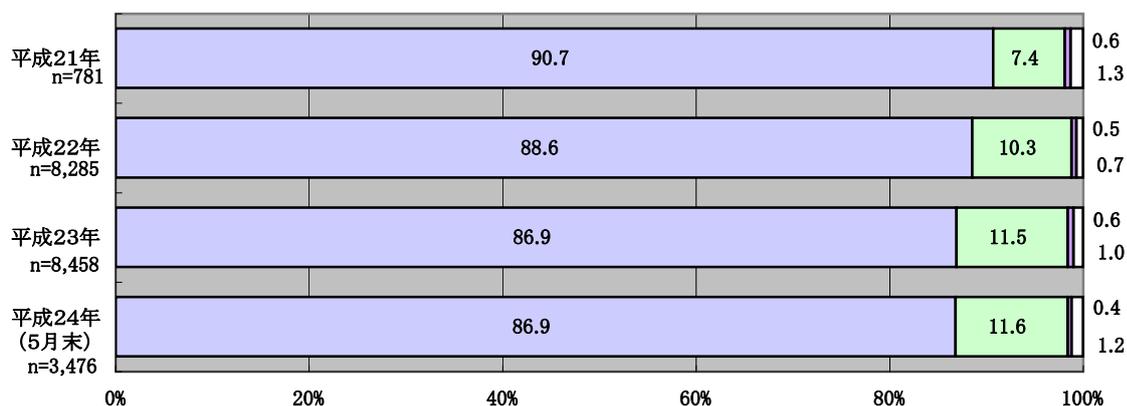
図表 3 9 法廷での説明等の分かりやすさ（弁護士）についての裁判員経験者アンケート結果の推移（自白否認別）



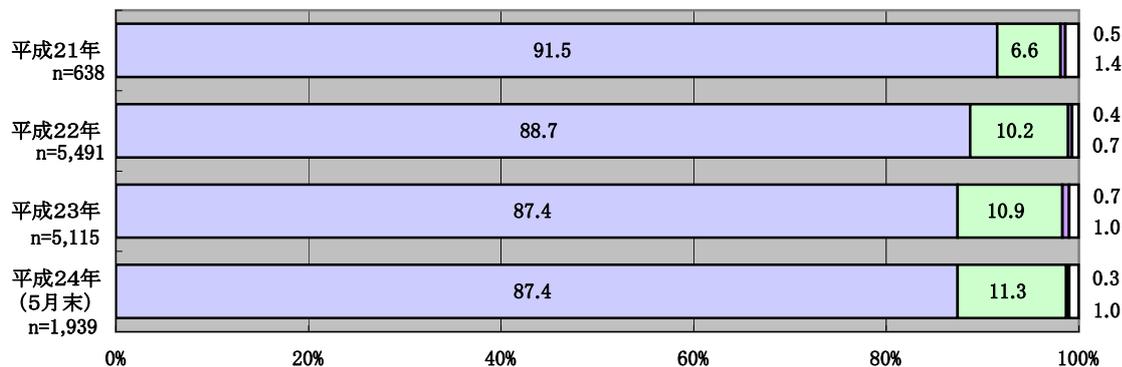
図表 4 0 法廷での説明等の分かりやすさ（裁判官）についての裁判員経験者アンケート結果の推移（自白否認別）

□ 分かりやすかった □ 普通 □ 分かりにくかった □ 不明

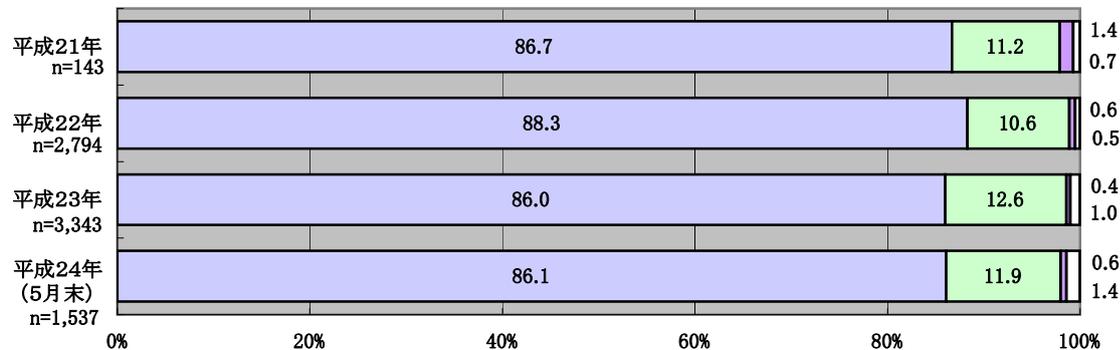
裁判官・総数  
n=21,000



裁判官・自白事件  
n=13,183



裁判官・否認事件  
n=7,817



(注) 欄外の数値の上段は「分かりにくかった」, 下段は「不明」の数値である。

図表 4 1 裁判員経験者の供述調書と人証とを比較した意見

制度施行～平成24年5月末

	意見数
総数	166
供述調書よりも人証の方が分かりやすいという趣旨の意見	117
理由の内訳	延べ数
記憶, 印象に残る	17
集中力が途切れない	2
理解しやすい	21
表情, 態度等も見ることができる	16
心情, 態度等が分かる, 説得力がある	25
疑問点を直接聞くことができる	30
背景事情等を聞くことができる	9
人間関係が分かる	2
調書に不足・疑問がある	27
その他・理由なし	15
人証よりも供述調書の方が分かりやすいという趣旨の意見	24
理由の内訳	延べ数
客観的に判断できる(感情に流されない, 服装や態度に影響されない)	4
証人・被告人が法廷でうまく話せない, さちんと話さない	10
調書は論理的である, まとまっている	7
人証は時間がかかる	1
人証は記憶が減退している	2
その他・理由なし	5
人証の必要性は感じなかった, 調書のみでもやむなしという趣旨の意見	25
理由の内訳	延べ数
証人の負担を考慮	12
調書その他の証拠で十分判断ができた	12
その他・理由なし	3

- (注) 1 各庁において開催された95回の意見交換会の参加者592人を対象とした。  
 2 理由の内訳については, 1人の経験者が複数の理由を述べた場合, 理由ごとに計上した。

図表 4 2 裁判員経験者の人証・調書の分かりにくさに対する意見

制度施行～平成24年5月末

	意見数
総数	105
人証の分かりにくさについて	48
理由の内訳	延べ数
証人が多い	3
証人の位置づけが分からない	6
尋問する側に問題がある(重複, 意図不明, 速い・単調・質問が難解, 長い等)	16
供述者に問題がある(あまり話さない, 声が小さい, 曖昧, 要領を得ない等)	16
供述内容, その信用性判断, 事実認定が難しい	6
通訳が分かりにくい	3
その他	2
調書の分かりにくさについて	57
理由の内訳	延べ数
朗読が長い, 単調, 集中力が続かない	31
その場で理解できない, 疑問点を確認できない	28
記憶・印象に残らない	17
細かい, 重複がある, 言葉遣いが分からない	12
供述内容が分かりにくい, 他の証拠との矛盾がある	6
その他	1

(注) 1 各庁において開催された95回の意見交換会の参加者592人を対象とした。

2 理由の内訳については, 1人の経験者が複数の理由を述べた場合, 理由ごとに計上した。

図表 4 3 平均評議時間の推移（自白否認別）

	累計		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年 (5月末)	
	判決 件数	平均評 議時間 (分)	判決 件数	平均評 議時間 (分)	判決 件数	平均評 議時間 (分)	判決 件数	平均評 議時間 (分)	判決 件数	平均評 議時間 (分)
総数	3,595	536.4	138	395.4	1,423	502.0	1,442	559.7	592	595.1
自白	2,155	442.2	110	374.5	905	435.5	818	457.2	322	446.3
否認	1,440	677.3	28	477.3	518	618.2	624	694.2	270	772.4

図表 4 4 平均評議時間の推移（開廷回数別）

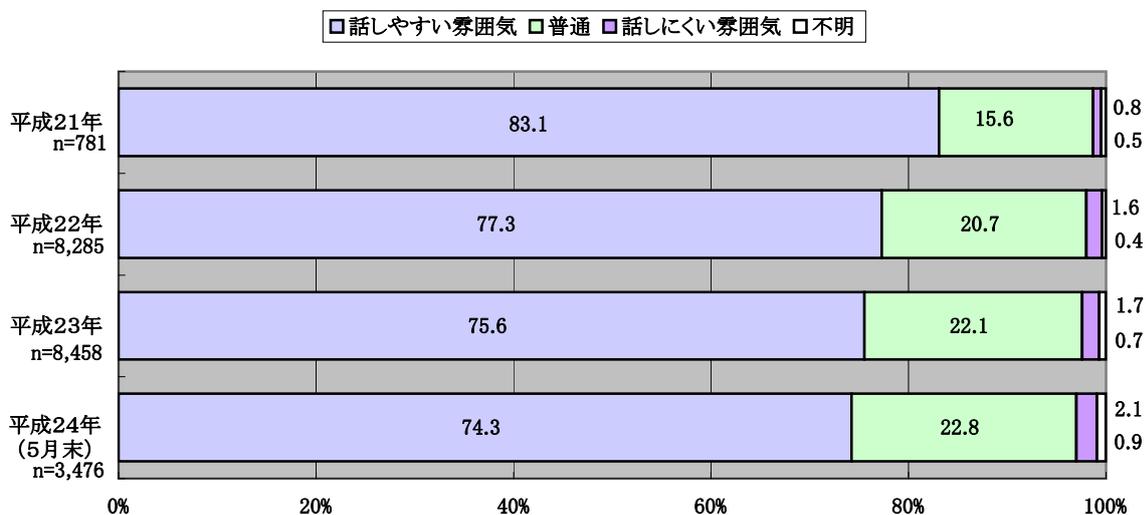
		累計		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年 (5月末)	
		判決 件数	平均評 議時間 (分)	判決 件数	平均評 議時間 (分)	判決 件数	平均評 議時間 (分)	判決 件数	平均評 議時間 (分)	判決 件数	平均評 議時間 (分)
総数		3,595 (100.0)	536.4	138 (100.0)	395.4	1,423 (100.0)	502.0	1,442 (100.0)	559.7	592 (100.0)	595.1
開 廷 回 数	2回以下	98 (2.7)	343.9	9 (6.5)	276.1	29 (2.0)	321.9	45 (3.1)	361.8	15 (2.5)	373.3
	3回	1,631 (45.4)	419.7	89 (64.5)	380.3	710 (49.9)	415.1	589 (40.8)	428.1	243 (41.0)	427.5
	4回	1,137 (31.6)	547.6	35 (25.4)	447.4	456 (32.0)	529.1	475 (32.9)	563.9	171 (28.9)	571.9
	5回	384 (10.7)	655.9	4 (2.9)	431.5	136 (9.6)	632.0	166 (11.5)	676.2	78 (13.2)	666.1
	6回以上	345 (9.6)	972.8	1 (0.7)	845.0	92 (6.5)	903.3	167 (11.6)	949.9	85 (14.4)	1094.5
平均開廷回数(回)			3.9		3.3		3.7		4.0		4.3

(注) ( ) は判決件数総数に対する割合(%)である。

図表 4 5 評議時間についての裁判員経験者アンケート結果の推移

	累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)
適切だったなどとするもの	610	32	246	229	103
短かったなどとするもの	364	29	183	103	49
長かったなどとするもの	71	3	33	25	10
アンケート回収枚数	21,000	781	8,285	8,458	3,476

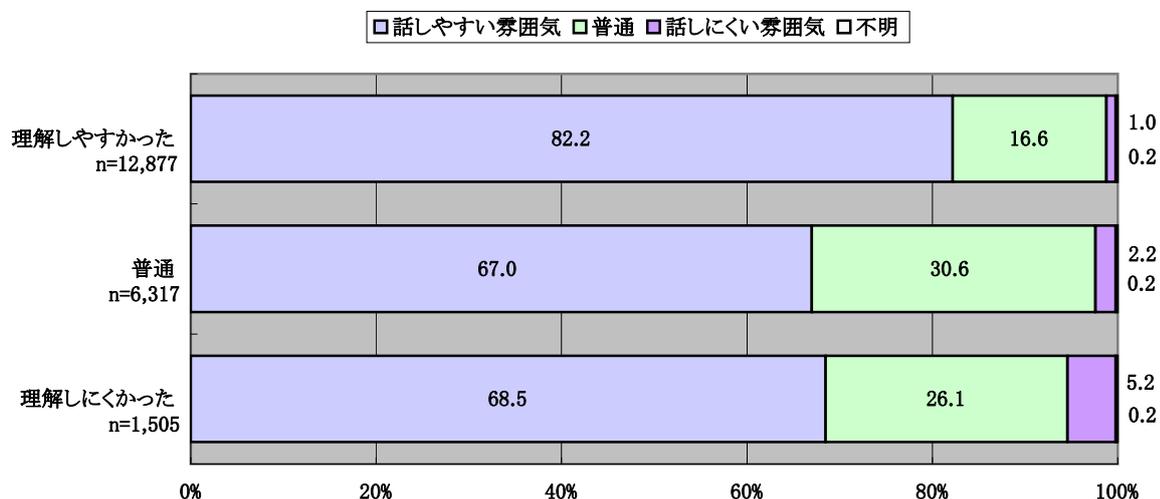
図表 4 6 評議における話しやすさについての裁判員経験者アンケート結果の推移



(注) 欄外の数値の上段は「話しにくい雰囲気」, 下段は「不明」の数値である。

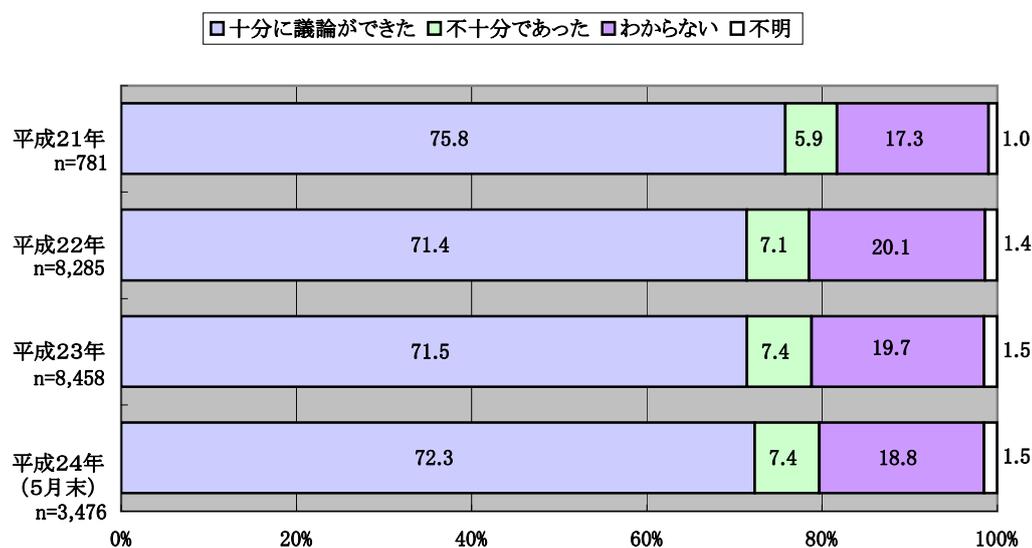
図表 4 7 評議における話しやすさについての裁判員経験者アンケート結果 (審理の理解しやすさ別)

制度施行～平成24年5月末

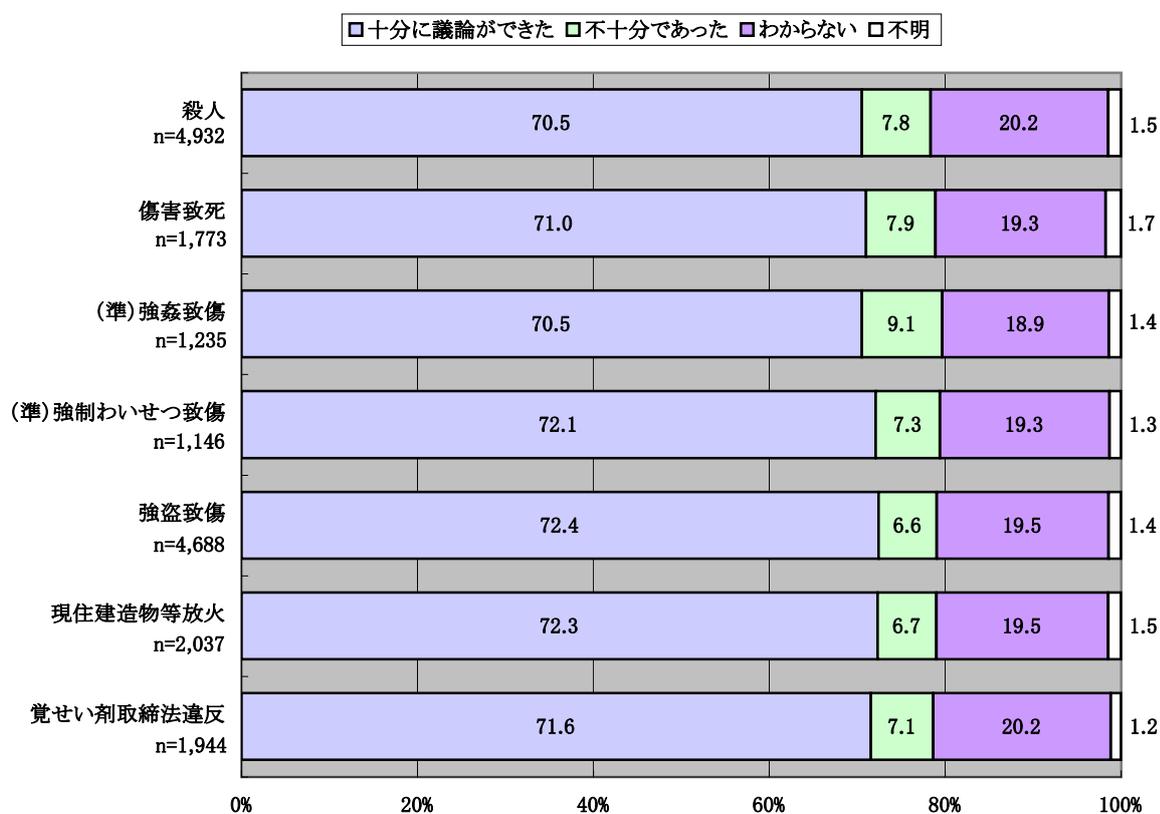


(注) 欄外の数値の上段は「話しにくい雰囲気」, 下段は「不明」の数値である。

図表 4 8 評議における議論の充実度についての裁判員経験者アンケート結果の推移



図表 4 9 評議における議論の充実度についての裁判員経験者アンケート結果（罪名別）  
制度施行～平成24年5月末



(注) 殺人、現住建造物等放火及び覚せい剤取締法違反については、未遂のものを含む。

図表 5 0 裁判官の誘導の有無についての裁判員経験者アンケート結果の推移

	累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)
誘導があったなどとするもの	74	1	32	27	14
誘導はなかったなどとするもの	38	3	8	23	4
アンケート回収枚数	21,000	781	8,285	8,458	3,476

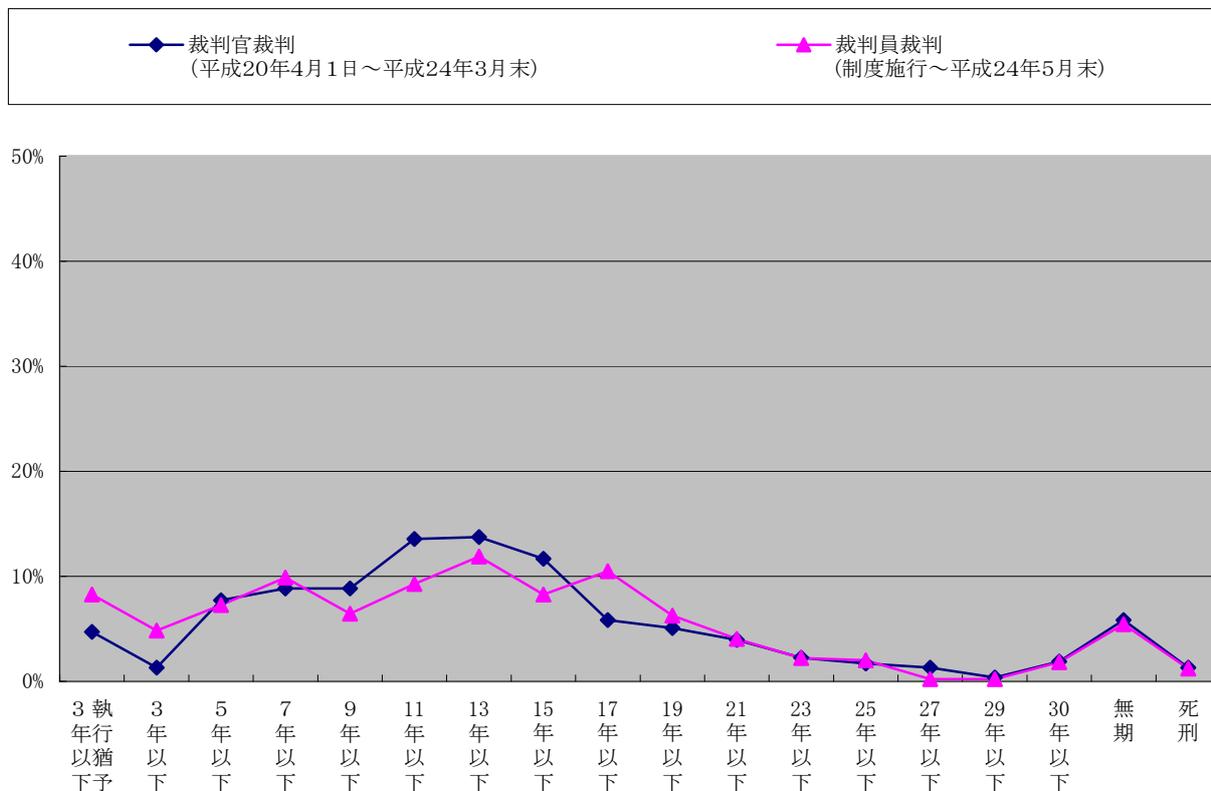
図表 5 1 終局区分別（量刑分布を含む）の終局人員及び控訴人員（罪名別）

制度施行～平成 2 4 年 5 月末

	終局人員	終局区分別																	控訴人員	控訴率（％）
		有罪													罰金	無罪	家裁へ移送	その他		
		有罪総数	死刑	無期懲役	有期懲役															
					30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	3年以下								
						実刑	執行猶子	うち保護観察												
総数	3,884	3,779	14	77	39	56	174	394	742	778	668	238	597	327	2	18	4	83	1,311	34.5
強盗致傷	918	893	-	-	-	3	12	57	196	251	224	36	114	80	-	1	3	21	307	34.3
殺人	873	855	6	27	12	21	107	144	95	123	101	55	164	68	-	4	-	14	291	33.9
現住建造物等放火	356	349	-	-	1	-	3	9	20	48	95	49	124	82	-	-	-	7	71	20.3
覚せい剤取締法違反	353	335	-	-	-	-	11	49	176	82	9	6	2	2	-	8	-	10	168	49.0
傷害致死	339	332	-	-	-	4	-	31	78	90	69	26	34	8	-	2	1	4	122	36.5
(準)強姦致死傷	224	213	-	-	4	6	12	21	55	63	39	5	8	5	-	-	-	11	85	39.9
(準)強制わいせつ致死傷	195	195	-	-	-	-	-	4	12	26	51	30	72	50	-	-	-	-	37	19.0
強盗強姦	116	106	-	2	11	7	12	34	32	7	1	-	-	-	-	-	-	10	45	42.5
強盗致死(強盗殺人)	109	107	8	47	10	12	9	10	9	2	-	-	-	-	-	1	-	1	69	63.9
麻薬特例法違反	88	88	-	-	-	-	1	13	27	33	13	1	-	-	-	-	-	-	33	37.5
偽造通貨行使	75	75	-	-	-	-	-	-	1	1	20	7	46	15	-	-	-	-	8	10.7
逮捕監禁致死	46	46	-	-	-	-	-	3	10	8	11	4	10	2	-	-	-	-	16	34.8
危険運転致死	43	43	-	-	1	-	-	4	12	16	5	5	-	-	-	-	-	-	17	39.5
保護責任者遺棄致死	24	23	-	-	-	-	-	1	4	4	6	4	4	3	-	1	-	-	9	37.5
集団(準)強姦致死傷	22	21	-	1	-	2	3	2	6	3	-	1	3	3	-	-	-	1	9	42.9
銃砲刀剣類所持等取締法違反	16	16	-	-	-	-	-	4	2	6	4	-	-	-	-	-	-	-	5	31.3
傷害	15	15	-	-	-	-	-	-	1	-	5	2	7	3	-	-	-	-	3	20.0
強盗	14	14	-	-	-	-	1	1	1	5	6	-	-	-	-	-	-	-	1	7.1
通貨偽造	13	11	-	-	-	-	-	-	-	-	4	3	4	2	-	-	-	2	2	18.2
(準)強姦	7	7	-	-	-	-	-	1	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	2	28.6
爆発物取締罰則違反	6	5	-	-	1	-	1	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	3	60.0
麻薬及び向精神薬取締法違反	6	6	-	-	-	-	-	3	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	3	50.0
組織的犯罪処罰法違反	5	4	-	-	-	-	2	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-	2	40.0
窃盗	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	2	-	-	-	-	1	25.0
自殺関与及び同意殺人	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-
拐取者身の代金取得等	3	3	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非現住建造物等放火	2	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集団(準)強姦	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2	100.0
建造物等以外放火	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
激発物破裂	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(準)強制わいせつ	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
暴行	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
海賊行為処罰法違反	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
道路交通法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-

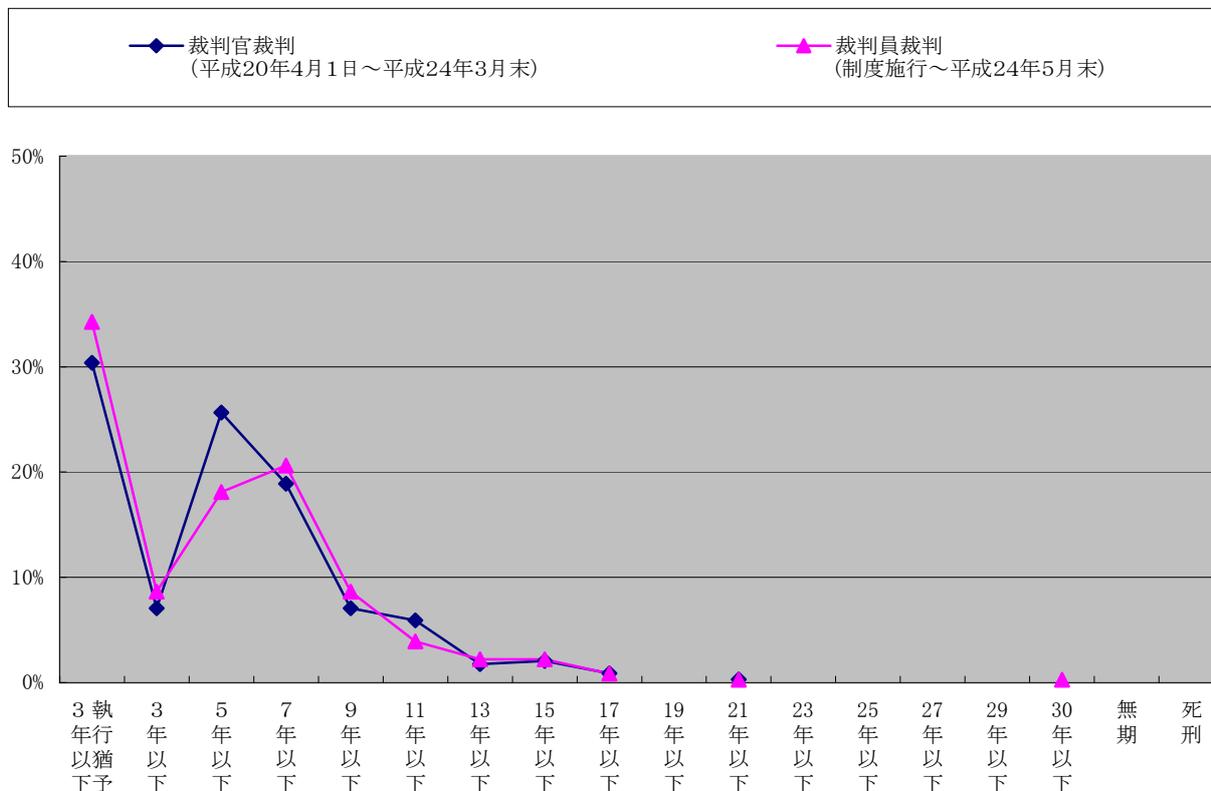
(注) 1 「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。  
 2 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。  
 3 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象罪名(裁判員裁判対象罪名の事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの)を、それぞれ計上した。

図表5 2 - 1 量刑分布の比較（殺人既遂）



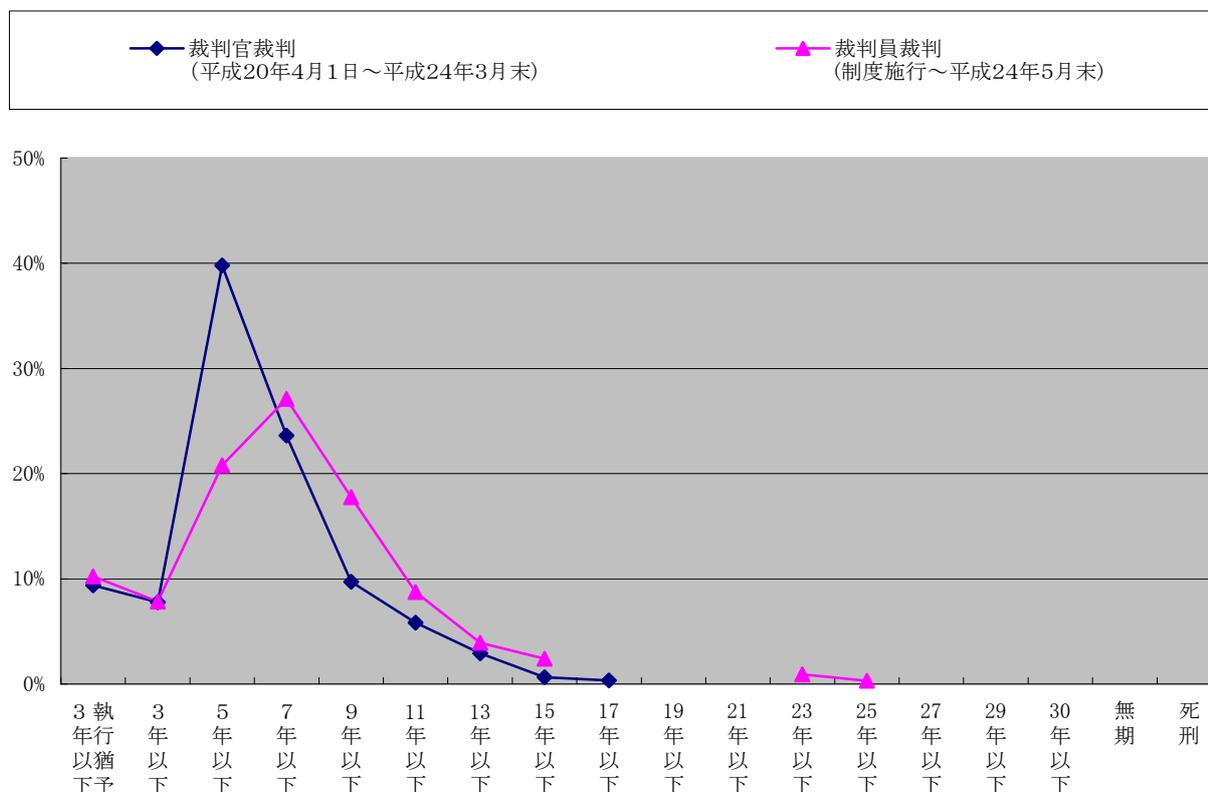
		裁判官裁判	裁判員裁判
判決人員		531	496
有期懲役	3年以下	執行猶予	41
		実刑	24
	5年以下	41	36
	7年以下	47	49
	9年以下	47	32
	11年以下	72	46
	13年以下	73	59
	15年以下	62	41
	17年以下	31	52
	19年以下	27	31
	21年以下	21	20
	23年以下	12	11
	25年以下	9	10
	27年以下	7	1
	29年以下	2	1
30年以下	10	9	
無期懲役		31	27
死刑		7	6

図表5 2 - 2 量刑分布の比較（殺人未遂）



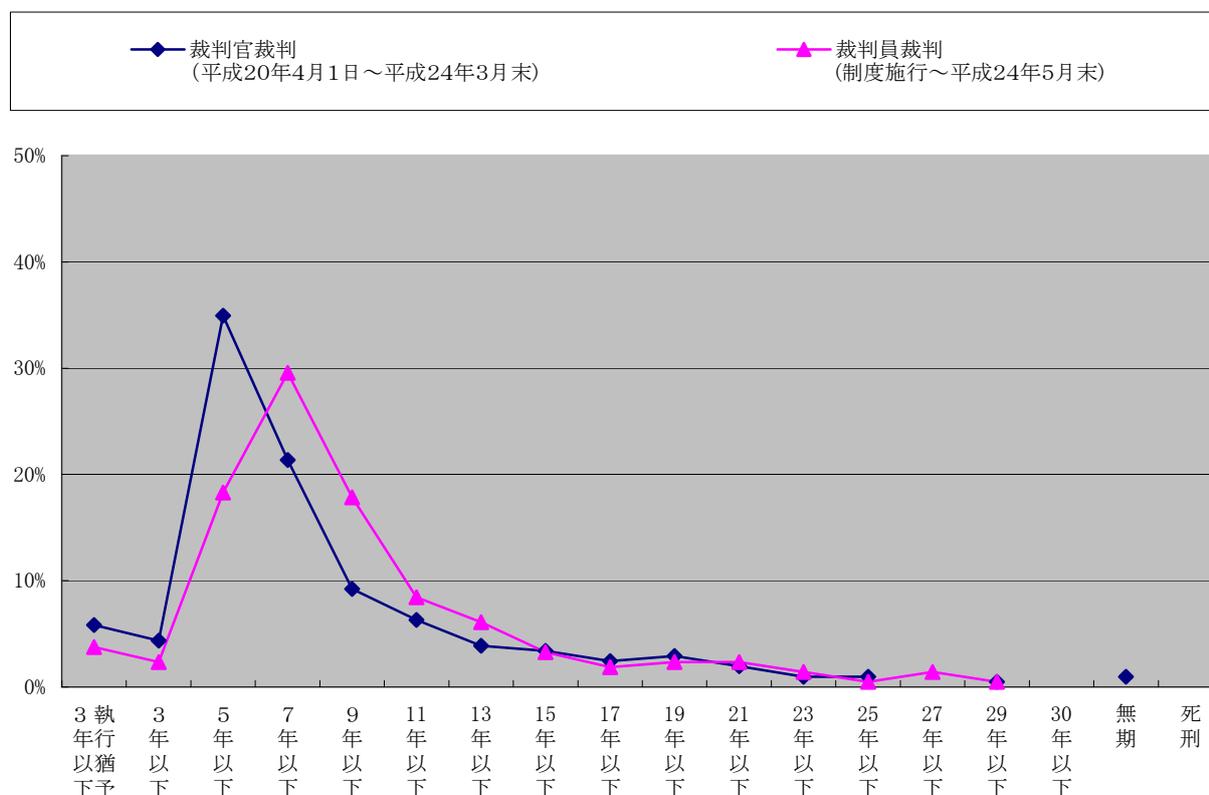
		裁判官裁判	裁判員裁判
判決人員		339	359
有期懲役	3年以下	執行猶予	103
		実刑	24
	5年以下	87	65
	7年以下	64	74
	9年以下	24	31
	11年以下	20	14
	13年以下	6	8
	15年以下	7	8
	17年以下	3	3
	19年以下	-	-
	21年以下	1	1
	23年以下	-	-
	25年以下	-	-
	27年以下	-	-
29年以下	-	-	
30年以下	-	1	
無期懲役		-	-
死刑		-	-

図表 5 2 - 3 量刑分布の比較（傷害致死）



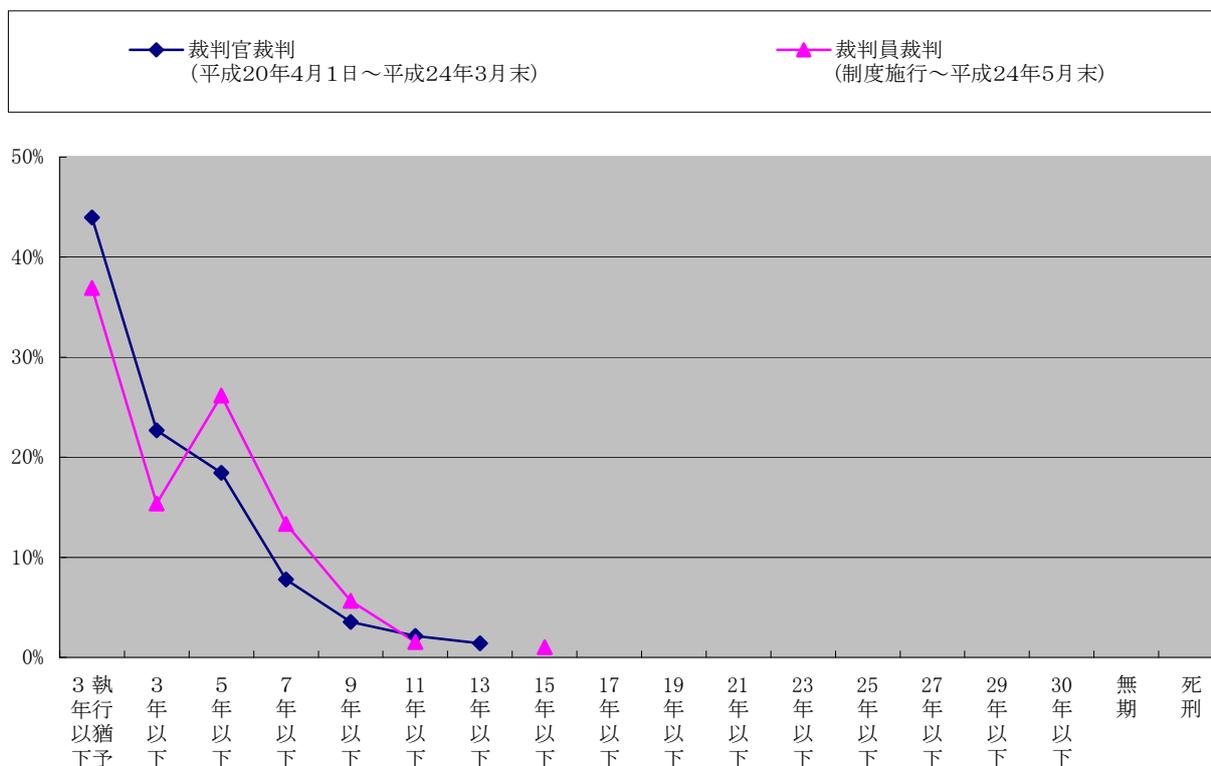
		裁判官裁判	裁判員裁判
判決人員		309	332
有期懲役	3年以下	執行猶予	29
		実刑	24
	5年以下	123	69
	7年以下	73	90
	9年以下	30	59
	11年以下	18	29
	13年以下	9	13
	15年以下	2	8
	17年以下	1	-
	19年以下	-	-
	21年以下	-	-
	23年以下	-	3
	25年以下	-	1
	27年以下	-	-
	29年以下	-	-
30年以下	-	-	
無期懲役		-	-
死刑		-	-

図表5 2 - 4 量刑分布の比較（（準）強姦致傷）



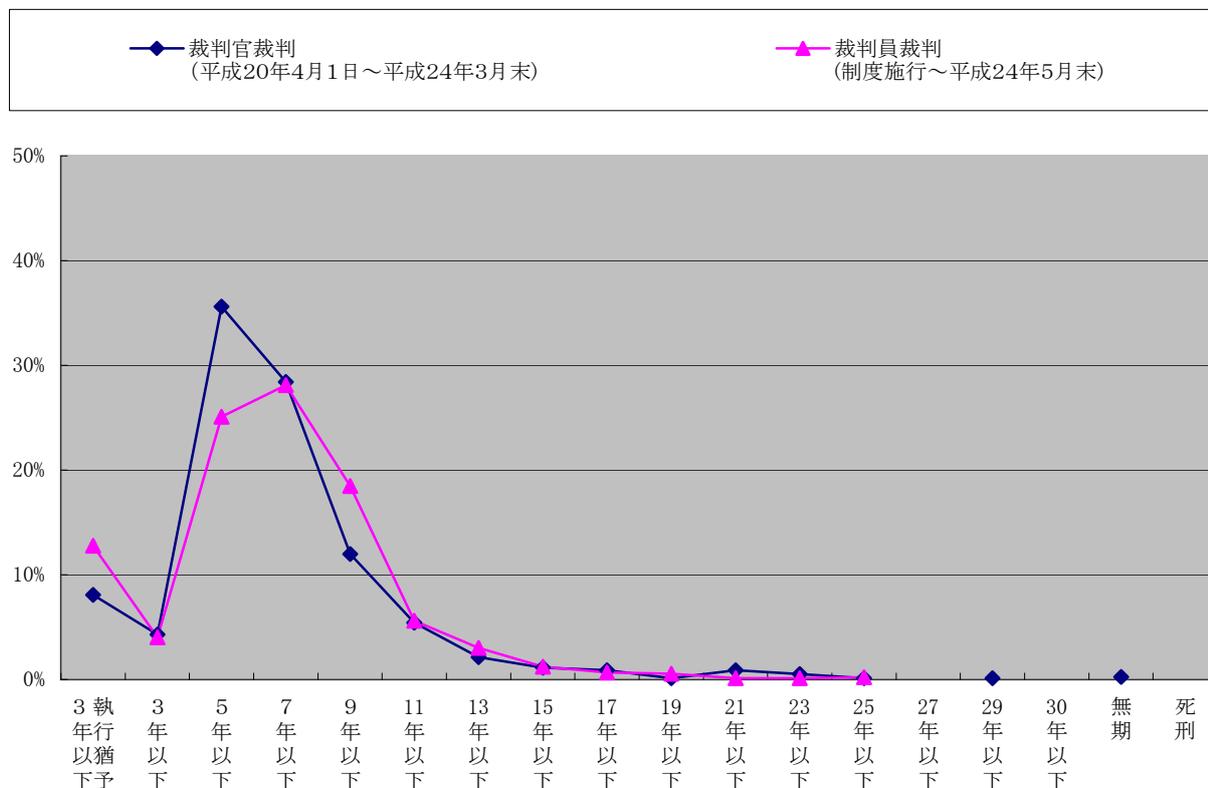
		裁判官裁判	裁判員裁判
判決人員		206	213
有期懲役	3年以下	執行猶予	8
		実刑	5
	5年以下	72	39
	7年以下	44	63
	9年以下	19	38
	11年以下	13	18
	13年以下	8	13
	15年以下	7	7
	17年以下	5	4
	19年以下	6	5
	21年以下	4	5
	23年以下	2	3
	25年以下	2	1
	27年以下	-	3
	29年以下	1	1
30年以下	-	-	
無期懲役		2	-
死刑		-	-

図表5 2 - 5 量刑分布の比較（（準）強制わいせつ致傷）



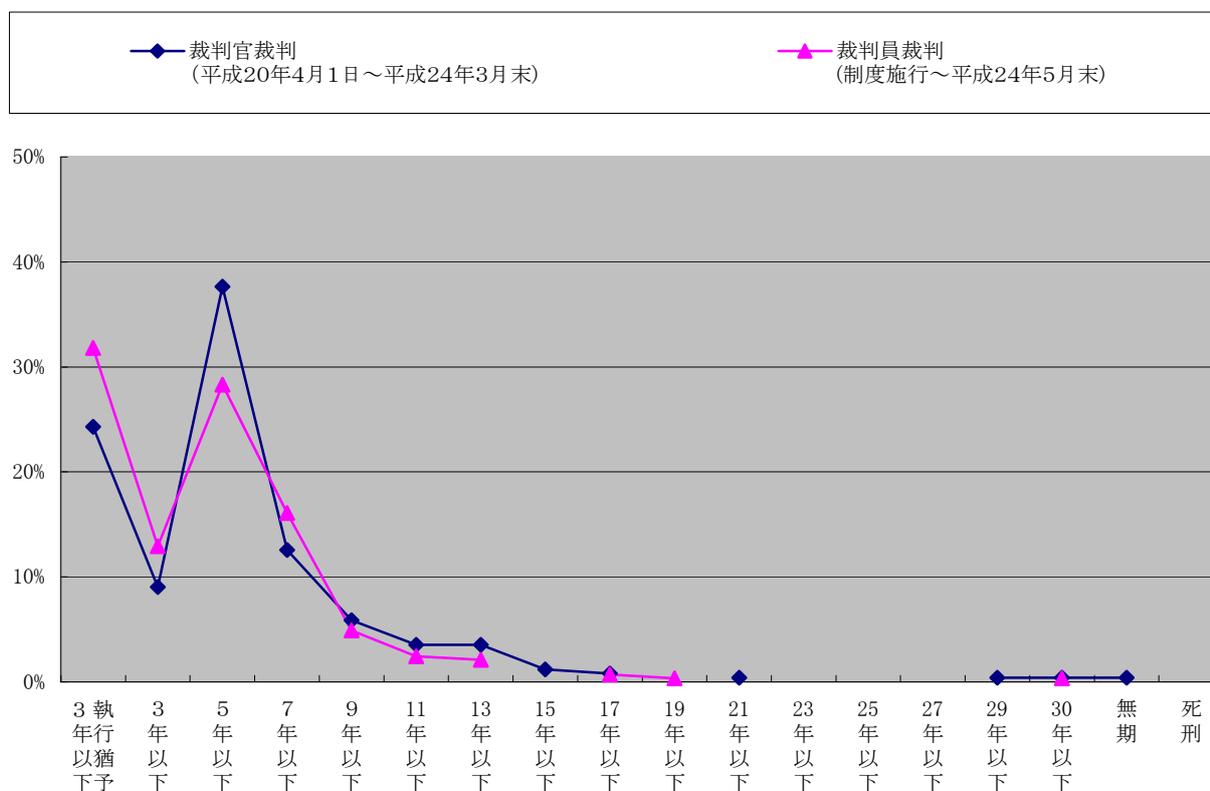
		裁判官裁判	裁判員裁判
判決人員		141	195
有期懲役	3年以下	執行猶予	72
		実刑	30
	5年以下	26	51
	7年以下	11	26
	9年以下	5	11
	11年以下	3	3
	13年以下	2	-
	15年以下	-	2
	17年以下	-	-
	19年以下	-	-
	21年以下	-	-
	23年以下	-	-
	25年以下	-	-
	27年以下	-	-
	29年以下	-	-
30年以下	-	-	
無期懲役		-	-
死刑		-	-

図表 5 2 - 6 量刑分布の比較（強盗致傷）



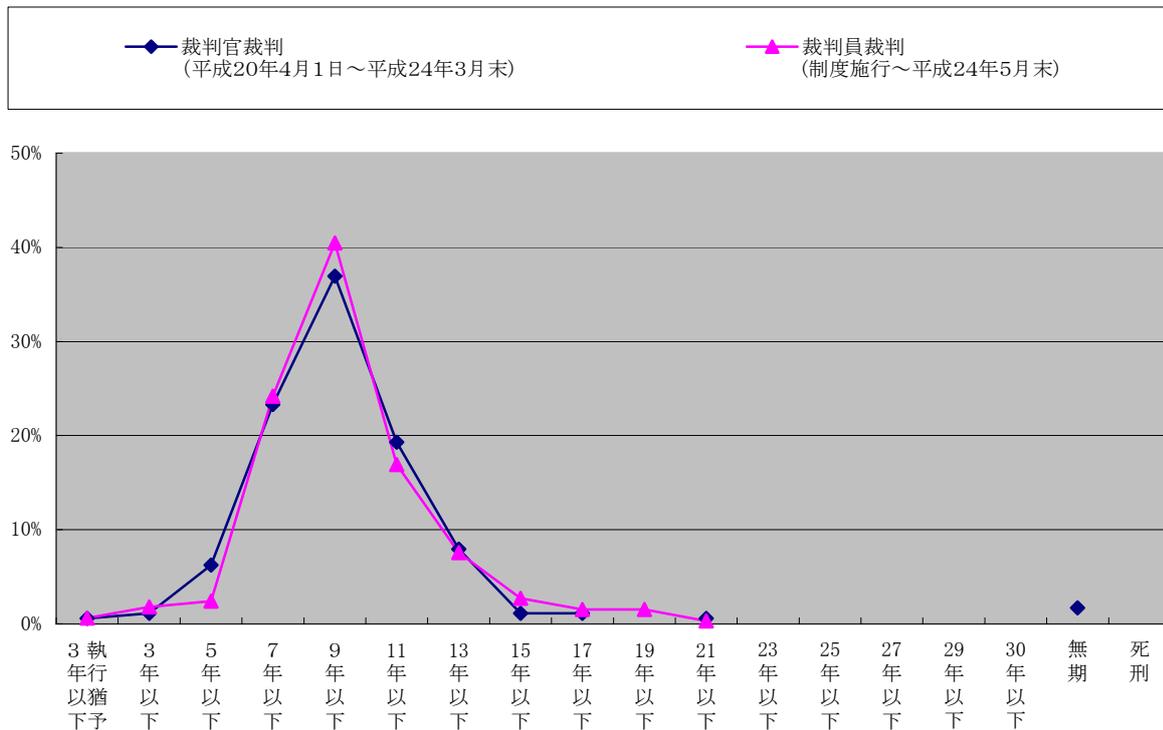
		裁判官裁判	裁判員裁判
判決人員		792	893
有期懲役	3年以下	執行猶予	64
		実刑	34
	5年以下	282	224
	7年以下	225	251
	9年以下	95	165
	11年以下	43	50
	13年以下	17	27
	15年以下	9	11
	17年以下	7	6
	19年以下	1	5
	21年以下	7	1
	23年以下	4	1
	25年以下	1	2
	27年以下	-	-
29年以下	1	-	
30年以下	-	-	
無期懲役		2	-
死刑		-	-

図表 5 2 - 7 量刑分布の比較（現住建造物等放火）



		裁判官裁判	裁判員裁判
判決人員		255	286
有期懲役	3年以下	執行猶予	91
		実刑	37
	5年以下	96	81
	7年以下	32	46
	9年以下	15	14
	11年以下	9	7
	13年以下	9	6
	15年以下	3	-
	17年以下	2	2
	19年以下	-	1
	21年以下	1	-
	23年以下	-	-
	25年以下	-	-
	27年以下	-	-
	29年以下	1	-
30年以下	1	1	
無期懲役		1	-
死刑		-	-

図表5 2 - 8 量刑分布の比較（覚せい剤取締法違反）



		裁判官裁判	裁判員裁判
判決人員		176	331
有期懲役	3年以下	執行猶予	2
		実刑	6
	5年以下	11	8
	7年以下	41	80
	9年以下	65	134
	11年以下	34	56
	13年以下	14	25
	15年以下	2	9
	17年以下	2	5
	19年以下	-	5
	21年以下	1	1
	23年以下	-	-
	25年以下	-	-
	27年以下	-	-
	29年以下	-	-
30年以下	-	-	
無期懲役		3	-
死刑		-	-

(注) 処断罪名が覚せい剤取締法違反(営利目的輸入)のものに限る(未遂のものを含む。)

図表 5 3 宣告刑が求刑を上回る判決，求刑と同じ判決及び求刑を下回る判決

裁判官裁判（平成 2 0 年 4 月 1 日～平成 2 4 年 3 月末），裁判員裁判（制度施行～平成 2 4 年 5 月末）

		判決人員	求刑を上回る判決	求刑と同じ判決	求刑を下回る判決
総数	裁判官裁判	2,281	2 (0.1)	45 (2.0)	2,234 (97.9)
	裁判員裁判	2,532	22 (0.9)	126 (5.0)	2,384 (94.2)
殺人既遂	裁判官裁判	435	1 (0.2)	12 (2.8)	422 (97.0)
	裁判員裁判	399	4 (1.0)	22 (5.5)	373 (93.5)
殺人未遂	裁判官裁判	233	1 (0.4)	3 (1.3)	229 (98.3)
	裁判員裁判	235	4 (1.7)	10 (4.3)	221 (94.0)
傷害致死	裁判官裁判	269	- -	7 (2.6)	262 (97.4)
	裁判員裁判	284	4 (1.4)	17 (6.0)	263 (92.6)
(準)強姦致傷	裁判官裁判	189	- -	8 (4.2)	181 (95.8)
	裁判員裁判	203	5 (2.5)	26 (12.8)	172 (84.7)
(準)強制わいせつ致傷	裁判官裁判	78	- -	2 (2.6)	76 (97.4)
	裁判員裁判	122	2 (1.6)	10 (8.2)	110 (90.2)
強盗致傷	裁判官裁判	717	- -	10 (1.4)	707 (98.6)
	裁判員裁判	770	2 (0.3)	22 (2.9)	746 (96.9)
現住建造物等放火	裁判官裁判	190	- -	2 (1.1)	188 (98.9)
	裁判員裁判	195	- -	16 (8.2)	179 (91.8)
覚せい剤取締法違反	裁判官裁判	170	- -	1 (0.6)	169 (99.4)
	裁判員裁判	324	1 (0.3)	3 (0.9)	320 (98.8)

(注) 1 ( )は判決人員総数に対する割合(%)である。

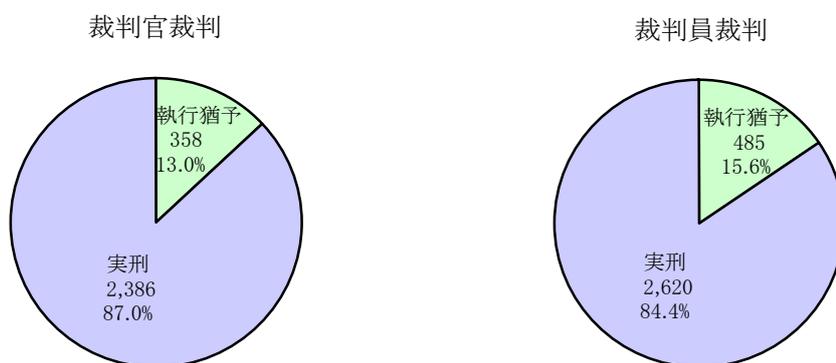
2 有期懲役刑の実刑判決と比較した。

3 上記数値は、処断罪名が図表 5 2 に掲げた 8 つの罪名に係るものである。

4 覚せい剤取締法違反は、営利目的輸入のものに限る(未遂のものを含む。)

図表 5 4 執行猶予に付された割合の比較

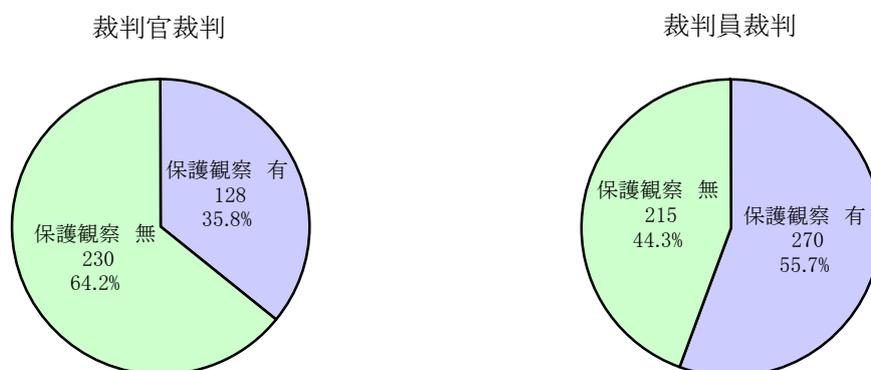
	有罪人員 (A)	うち 執行猶予 言渡人員 (B)	割合 (B/A) (%)
裁判官裁判 (平成20年4月1日～平成24年3月末)	2,744	358	13.0
裁判員裁判 (制度施行～平成24年5月末)	3,105	485	15.6



(注) 上記数値は、処断罪名が図表 5 2 に掲げた 8 つの罪名に係るものである。

図表 5 5 保護観察に付された割合の比較

	執行猶予 言渡人員 (A)	うち 保護観察 言渡人員 (B)	割合 (B/A) (%)
裁判官裁判 (平成20年4月1日～平成24年3月末)	358	128	35.8
裁判員裁判 (制度施行～平成24年5月末)	485	270	55.7



(注) 上記数値は、処断罪名が図表 5 2 に掲げた 8 つの罪名に係るものである。